

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態：絶対王制期の総借地農について

長野， 暉

<https://doi.org/10.15017/4362487>

出版情報：経済學研究. 25 (4), pp.21-83, 1960-03-25. Society of Political Economy, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

——絶対王制期の総借地農について——

長 野 暹

従来、しばしば指摘されてきたように、イギリスで不動産賃借権が確立したのは、一四九九年の不動産占有回復訴訟法 (ejectment of firma) 制定によつてである。それまで、不動産賃借農 (leaseholder) は占有地を侵奪された場合、単に損害賠償請求権しかもたず、占有地の回復まで出来なかつた状態からすれば、占有回復が可能になつただけでも不動産賃借権史上劃期的なことであろう。それはまた他面からみれば、beneficial lease から husbandry lease へと不動産賃借関係が推転してゆくのに對して、直接的生産者の土地保有権が農奴保有から謄本保有に強化されて次第に実質的な私的土地所有化するのに対応するものであろう。

ところで、この不動産賃借権の確立の根底には賃借権の法的確立を必要とするほどの不動産賃借関係が進展していたものとみなせるが、この場合、従来においてはその一端として不動産賃借農 (leaseholder) の生成・発展があげられて

きた。しかも leaseholder の生成が本来的借地農業者の基盤とみなされて、その發展方向も small leaseholder から large leaseholder へ、更には Lilliputian Capitalist の形成であると理解されてきたよう⁽²⁾だ。しかしながら、本来的借地農業者の生成を検討してゆこうとする場合にはこの leaseholder の存在形態については改めて検討が必要とされるであろう。とゞうのは、leaseholder の生成は従来のマナ内保有者である自由保有農 (freeholder)、慣習保有農 (customary tenant) の土地保有形式からすれば、確に一定の賃貸借形式と賃借地代支払による新しい土地関係が形成されているわけであるけれども、詳細にこれら leaseholder の存在を検討したときに一義的に把握できない二階層の存在がみられ、しかも両者については前説のような関連が必ずしもみられないからである。すなわち、その一層とは小規模な細片地リースが主体である層⁽³⁾で、この層の賃借関係は所領再編期に賃貸化された直営地や逃亡農奴地の賃貸から形成されているのが一般的で、屢々、それらは永代借地に転じて実質的には慣習保有地に転化した形態⁽⁴⁾になっている。したがって、本来的借地農業者の生成をこれら small leaseholder の存在に設定するのは必ずしも正鵠をえたものとは解されなくなつてくる。

とすれば、不動産賃貸借関係からすれば同一範疇に屈しながらも、直営地を一括リースして数十エーカーから数百エーカーにおよぶ借地規模に達しその内容が全く異なっている他の一層をどのように理解するかが問題となつてくるが、さきの small leaseholder の生成發展してきた層とみるのは直営地賃貸化が所領再編期に行われた分割・細片リースと直営地全面的賃貸期の一括リースには連続性が認められないとの事実認識からすれば当をえたものとはみなせないであろう。

しかしながら、この不動産賃借農についてはイギリス経済史家の場合には、資本家的借地農またはその先駆的形態とみる考え方が支配的であつたが、わが国の場合「総借地農」として寄生地主的土地所有の過渡的形態とみる見解もあり、資本家的借地農生成の問題にとつて、この階層の分析は可成り重要な問題をもつてゐるに思われる。それはまた、大陸諸国の古典荘園制解体期に形成される大規模借地農との関連でその発展段階をみる上にも必要な課題であるだらう。⁽⁸⁾したがつて、本稿では、イギリスにおける資本家的借地農生成史の一準備的考察として、この不動産賃借農(総借地農)について借地の実態および農民層分解との関連のもとに若干の考察を加えてゆこうと思う。その方法としては、まず直營地賃貸期の状態について賃貸契約書を通じ若干の検討をなし、次いで、その変化発展状態を十七世紀初期の二、三の土地調査簿を中心に考察する。

(1) この訟訴法については多くの言及がみられるがスミス「国富論」大内訳(二)二〇二—二三頁、川島武宜「所有権法の理論」五七頁などを参照、なおその法的構造について甲斐道太郎「英国における土地所有権の觀念について」(甲南論集第一集)六五—八三頁、水本浩「イギリスに於ける土地賃借権の發展」(熊本商大論集第一号)八一—九一頁、「英国絶対王制期に於ける賃借小作権の構造」(同四号)二二—三九頁を参照。

(2) R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, London, 1902, p. 94, 111-113, 204. に代表される見解である。他に H. Hilton, *Economic Development of Some Leicestershire Estates in the 14th and 15th Centuries*.

(3) 例として W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce, Early and Middle Ages*, Cambridge, 1890, pp. 516-20. の会計録(Comptus Roll)の賃貸 Firma の項目に記載されてゐる借地の実態を示す階層がある。

- (4) N. S. B. & E. C. Gras, *The Economic and Social History of an English Village, 1330, p. 238*; Hilton, *op. cit.*, pp. 89-90; E. M. Halcrow, *The Decline of Demesne Farming on the Estates of Darham Cathedral Priory, Eco. H. R. Vol. VII, No. 3, 1955*; F. M. Page, *The Estates of Crowland Abbey, Cambridge, 1934, p. 98, 99, 127*.
- (5) Bland, Brown and Tawney ed. *English Economic History Select Documents, London, 1921, pp. 91-2*. なるに知られる事例は多し。
- (6) まづイギリスにおける資本家的借地農の生成について考察をなしたのはロヂアースであらうが、彼は一括賃貸形態として知られる *land and stock lease* について、当初は分益小作制度に準じるものとみなしながらも、その質的差異を明確にし、更に後には分益小作制度とみるスミスを批判して分益小作制度ではないと指摘しこの一括リースする階的借地農に轉化したとみなした。またアシユレームも (一) 一定の貨幣地代の形態 (二) 借地面積の広大なことから *land and stock lease* が分益小作と異なることを説き、しかもそれを「近代的農業階級の主たる歴史的源泉の一つ」とみなす。T. Rogers, *A History of Agriculture and Prices in England, Vol. I, p. 24-5; do, Six Centuries Work and Wages, 1919, p. 281*; W. Ashley, *The Economic Organization of England, 1954, pp. 54-6, Cf. T. Rogers, History and Prices, Vol. III, pp. 705-8, Vol. IV, p. 3, 29, 128, 738, Vol. V, pp. 800-19*; Cunningham, *op. cit.*, p. 356; Hilton, *op. cit.*; R. H. Tawney, *op. cit.*, p. 71, 209-16. わが国では村野学氏がマルクス・ロヂアース・アシユレームの説を要約しながら資本家的借地農の基盤をみなされている。「イギリスにおける農業資本家の誕生」(歴史学研究八ノ四) 他に田中裕「英国定期借地農生成の基盤」(農業経済研究二四卷四号、二五卷一号)、高橋幸八郎「封建社会における基本的矛盾について」(歴史学研究会編「世界史の基本法則」) 四七頁、伊藤次郎「英国小作制度の歴史的考察」などを参照。
- (7) 吉岡昭彦「寄生地主制の分析基準—イギリス絶対王制成立期の農民層分解」(福島大学経済学会編)の問題提起以来種々論じら

れているが、同じような見解が椎名重明「イギリス市民革命前夜における農業問題」(社会経済史学 二二卷五・六合併号、二二卷一号) 同、「イギリス農学史における十六世紀と十七世紀(市民革命まで)」(農業経済研究第二八卷一号) 田中裕「絶対王制とジャントリー」(京都大学人文科学研究所創立二五周年記念論文集) において示されている。

(8) ベロウ「ドイツ中世農業史」、遅塚忠躬「アンシャン・レジームに於ける大借地農の成立とその基本的性格」(社会科学研究所十卷六号)、テラーージュ「フランス農民小史」千葉治雄、中村五雄訳などを参照。

二

総借地農の借地の内容を知るためには借地契約書を通じて考察するのが便宜なので、以下史料的にはランダムな検討になるが借地契約書の諸条項について若干の考察をなしておこう。

当時の不動産賃貸契約書は当事者相互の間で証人の立合のもとで契約されてその契約内容は裁判所目録に登録される⁽¹⁾が、直営地の一括リースの場合には個別契約書とは別に、執事またはリーヴの作成したマナ会計録にもその賃貸内容が記述されているので、それからも若干の検討をなすことが可能である。

そこで、ハンブシャーのクロリーマナの二四八七年の会計録から直営地賃貸条項を検討してみれば⁽²⁾

「……二一年期当年三年の契約によつて Winton 司教 Petra Countency と主キリストに謹みて John Couper に譲渡の同マナ、全直営地、採草地、放牧地の賃貸から六磅一三志四片、また前記期間当年上記のごとしの契約によつ

つ、前記 John Couper に譲渡の羊四〇〇頭、牡羊一〇頭、仔羊二〇〇頭の賃貸から主とし年二期すなわち Pashe 祭と大天使ミカエル祭に等額支払によつて一五磅三志四片〔但し〕固定地代、養豚料、換金化の慣習賦役、後見権、結婚許可権、相続上納金、権利承認料、森及び藪、復帰権、没収金、罰金、マナ巡回と裁判権は例外にして全く領主に留保……〕とまず賃貸物件についての記述があり、次いで賃借家屋修理義務、賃借期間満了時に賃借時とおなじ状態での家畜返還義務、森での乾草薪採取権、マナ裁判所開廷時に執事・監督人・書記などの接待と費用負担義務、地代支払日に不払の場合の賃貸人の立入権と差押権、マナ慣行遵守義務などの諸条項と契約書署名日が記載されてある。この賃貸内容は一七八七年のものと殆んど同じものであるのはリースの形式に大した変化がなかつたと解されるし、³⁾また、当時形成される直営地の賃貸形式が一般的には前記のような内容で契約されたことは、一四三〇年の Crowland Abbey の会計録や一五三二年の Bath Abbey の賃貸借契約書にも⁴⁾借地農、借地規模および留保規定、借地人履行義務、差押え条項があり、その形式が殆んど類似しているのや、十七世紀の一括リースの賃貸借契約書を吟味した Rogers の史料についての言及でも同様な形式を述べているのからもうかがわれる。

とすると、これらの賃貸条項を賃貸借形式からみれば十九世紀以降の不動産賃貸契約書記載必要事項としての「賃貸人またはその代理人の氏名、賃貸借の目的たる土地に関する記載、賃貸借諸条件としての賃貸借の始期・地代額」⁵⁾などの諸項目が殆んど設定されているので、形式的には本来的借地農業者の賃貸借契約書と異なるところはないが、肝要なのはリースの内容であると思われるので、以下において当時の賃貸関係の特徴を解明するために若干の考察を前記の賃貸条項につい

て行つてみよう。

先述の直管地の一括賃貸条項には種々興味ある項目がみられるが、それらのなかで特に注目されるのは領主権の留保および共同規制の遵守といった事項であろう。従来、総借地農に慣習賦役徴収権が与えられていることは屢々論じられて、またそのことから総借地農の領主化の傾向があるように指摘されたり、著しく封建的な性格規定がなされているが、果して借地条項からはどのような実在性を見出せるであろうか。

そこで、まず領主権との関連についてみると、一括賃貸にさいして留保されたものは「固定地代、養豚料、換金慣習賦役、後見権、結婚許可権、相続料、一時金、相続上納物、森と藪、復帰権、没収金、徴収罰金、巡回とマナ裁判」(Redditu assiso Pannagio porcorum Customariis operibus in denariis extentis wardis maritagis Relouis finibus herietis hoscis et subposcis Escacis Forisfacturis Amerciamentis Turnis et Curis Manerii predicti Exceptis et penitus domino Reservatis)であり、いわゆる領主権の実在的基盤である諸特権が慣習賦役以外には賃貸人すなわち領主に留保されているが、これが単にコロリーマナだけの事例でないのは、早くは一二七二年の「養魚池、パーク、養兎場、裁判収入、復帰権、臨時利得金(perquisit)は除く」というマナの賃貸契約書の記述⁽⁷⁾や、一五三二年のバース修道院の賃貸契約書にも「領主権や権利使用料(Royalty)と我々が使用しなれてきた裁判所の裁判権、裁判収益金、漂流物取得権、逃亡家畜取得権とは除き我々と我々の相続人に留保」という規定⁽⁸⁾、また一五六八年のヴィルイシャ内のヘルベルト所領の土地調査簿にも「すべての樹木、森林、藪、後見権、結婚許可権、相続上納金、復帰権、土地生産

物取得権 (Ground wanne) 養魚料、捕鳥料、裁判出延権 (sectis curie) 臨時利得料は除き領主とその相続人にすべて留保」と新たに養魚料、捕鳥料、土地生産物取得権、臨時利得権などが加わっているのや、同所領の一六三一年の土地台帳にも「後見権、結婚許可権、一時金、相続上納金、相続料、牧師推薦権、綜劃された森と藪、同一膳本によつてなされるどの賃貸でも留保されている地代収入、採石所、裁判収入は除く」¹¹⁾「後見権、結婚許可権、一時金、復帰権、逃亡家畜取得権、重罪人の財産、権利使用料は除く」といつた事例からして明らかであろう。¹³⁾

とすれば、直営地の一括賃貸化またはマナの賃貸化は賦役または一部を雇傭労働にもとづく直営地経営によつて現実的・具体的な封建的土地所有権が、労働地代から貨幣地代への地代形態の転換によつて「現実的な私的な土地所有」保有と抽象的土地高権の二つの対極に分裂し凝集した¹⁴⁾二層の封建的土地所有の分裂にもなつて抽象化され権原化されて、封建的土地所有の体制的表現である領主裁判権を中心とする領主権も物的な土地支配と人的な政治的支配とが直接的に結合されていた段階から分裂し、具体的な土地所有にもとづく慣習賦役徴収権は直営地の賃貸化とともに譲渡または賦与され、それ以外の領主権は抽象化された権原として留保された、と解されよう。

したがつて、「土地所有」保有からの政治的権力的支配の捨象¹⁵⁾が徹底せず、封建的土地所有の抽象的な高化が充分になされない段階では「同保有農(借地人—筆者註)の慣習賦役と他のすべての保有農の賦役は例外とし前記 prior と convent とその相続人に留保」という留保規定の設定がなされるのである。

それはまたこの留保規定を後期の不動産賃貸借契約書条項とくらべてみた場合に、全く異なつた内容にあるのをみても

明らかであらう。

すなわち、資本主義的農業経営が営まれる段階での留保条項の内容は hunting, sporting, fishing, shooting などの狩猟権や木材、鉱山およびその採取権などであり、その留保形式も¹⁶⁾

「すべての木材、木材たりえる樹木、木材となる木々……すべての鉱山、鉱石、砂利石……狩猟権とやましぎ、しぎなどは賃貸人とその相続人に留保」

(Except and always reserved unto [the lessors] his heirs, and assigns, all timber and timber like tress and tress likely to become…… And also all mines, minerals, gravel, stone… And also game and with woodcock, snipes, quils, landrails and also the sole liberty of hunting, coursing and shooting)

とあつて全く類似した形態をとりながらも、その内容では先述の直管地リースのさいの該留保項はみられず、相互に對等な当事者による賃貸関係の形成という内容である。

したがつて、直管地の一括賃貸化期に形成される賃貸借関係は、本来的借地農業者に準じた不動産賃貸借関係にあるのではなく、むしろ、留保された領主的諸権利実現のための代位者的存在であつて、地代徴収請負人となつたり、領主執事マナ役人などの巡回や裁判開廷のときの接待および費用負担義務を負つた立場に立たされるのである。¹⁷⁾ しかも、マナ裁判所においては屢々陪審員長としてマナ内の慣行違反者への罰金賦課や放牧、犁耕などに関する諸規定を制定して、マナ機構の維持存続に努めているのである。

では、かかる状態にある借地農は共同体諸規制とはいかなる関連におかれているのであろうか。

先述のように、土地関係が契約関係への移行が形成されながらも、直営地賃貸期に出現する借地農は領主権の諸規制下において従来のマナ機構の権利関係から根本的な変革にないために、共同体諸関係においても「借地農と領主の保有農とは古くからみられる慣習と領主の慣例集に一層明白にみられるように前記マナの耕地、放牧地、採草地を保有する」ように規制され、放牧権も「前記借地農は前記〔借地〕期間中、年当り牡牛二〇頭、羊六〇〇頭に等しくかまたは適した以上には領主と保有農の放牧地を加重にしない」ことを強いられて共同体諸慣行の遵守と尊行に努める義務が課せられた立場にあり、自主的または自立的に賃借地を經營するのを制約されている。しかもクロリーマナの場合には農業經營を積極的
に拡大・合理化し共同体規制を排除して行く立場までいたつていないことは総借地農が陪審員長として、十二名の慣習保有農よりなる陪審員とともに

一、膳本保有農や他のいかなるものも、各人のなせる違反が四〇志の罰金支払で免除されることで共有耕地内にどのような重輪犁を用いてはならない。

一、マナの膳本保有農はいかなるときにもマナ共有地に馬一頭を減じること以外にはヤードランドにつき犢一頭以上を共有地内で放牧してはならない。

一、クロリー南部の膳本保有農はいかなるときにも、自身の土地に牝羊を飼育する以外に共有羊群とは別に牝羊一〇頭を飼育してはならない。

と従来のマナ慣行にもとづく耕作および放牧規制を制定して、マナ慣行の維持、存続をはかる役割を果たしているのにも現われている。

だから、直営地賃貸期の総借借地農が bailiff, reeve 層である場合には、領主権・共同体諸規制の制約を蒙り、また農業経営を積極的に拡大し共同体諸規制を排除してゆく主体的契機が形成されておらず、むしろ賃貸人＝領主と借地農相互には「恩恵的関係」⁽²⁰⁾といった一面をもち、また賃借地経営に必要な資本蓄積も欠如しているところから慣習賦役の貸与・依存の関係が形成されるのである。

とすると、直営地賃貸にさいして賦与された慣習賦役の内容はいかなるものであつただろうか。

そこで、すでに吉岡氏によつて指摘されている Crowley マナの 一四八八年に総借借地農に賦与された慣習賦役についてみると、マナ最盛期の 一三八九年の賦役とくらべて (一) 一三八九年の基本的役割を果す秋季週賦役・冬季週賦役は直営地賃貸時の 一四八八年には六八%が換金化しており、しかも未換金賦役も免除または欠落で遂行されていらない。(二) 継続して牧行されている賦役は穀物運搬、羊洗滌・剪毛、肥料運搬、脱穀、秋季特別賦役、木材運搬などで遂行量に変化は余りみられない等々が明らかとなる。⁽²¹⁾ところで更に、それを直営地経営の変化と対応させながら考察すると、第一表のように直営地経営における穀作経営は播種面積が十三世紀初期の五五三エーカーから賃貸時の 一四八八年の 一六八エーカーと約三割に減退して穀作経営の縮少がみられる。これに対して家畜飼育数とくに羊頭数は 一五九二頭から 一六五七頭と余り変化がみられない。したがつて、直営地経営は穀作経営から次第に牧羊経営に経営の主体が変遷して行き、とくに 一四八八年には遂

第1表 直営地播種面積の変動

年 播種穀物		1208	1308	1408	1448
		エーカ	エーカ	エーカ	エーカ
小麦	90	96	60	60	
小春 大 麦	173	101	50	48	
燕 麦	286	176	40	32	
豌豆	4	49	35	38	
計	553	422	185	168	

領主飼育家畜数の変動

年 家畜数		1208	1308	1408	1448
		頭	頭	頭	頭
馬	10	11	9	8	
牛	64	43	22	17	
羊	1518	1801	1502	1632	
計	1592	1855	1533	1657	

羊経営に主体がおかれてしていると判断される。とすれば、さきの慣習賦役の賦役内容変化すなわち、冬季週賦役・秋季週賦役の換金化または免除・欠落による不履行と、羊洗滌・剪毛、肥料運搬、秋季特別賦役などの牧羊部門の継続とは、このような直営地経営の変化に対応したものであるのが明らかとなる。したがって、継続して遂行されている慣習賦役は直営地経営状態からして無視出来ない役割を果していたと解される。

だからして、このような段階にある直営地を一括賃借化した総借地農にとつては、慣習賦役は賃借地経営にとつて重要な意

義をもつわけであり、経営推進にあたつては慣習賦役に依存してゆくことになるのであろう。

しかしながら、それはまた慣習賦役に従事する慣習(膳本)保有農の立場よりすれば事は異り、最早や慣習賦役が保有農にとつては徴々たる負担でしかないことに留意しておく必要がある。それは、一四四八年の慣習賦役を従事人数および従事日数から検討したとき第二表のように、各保有農年間賦役従事日数は三三〇三九日でこれは換金化以前の二一六五〇一七一日の二割程度であつて、慣習保有農にとつては極く僅かの負担に過ぎなくなつてゐる。しかも、これらの賦役量も肥料運搬、穀物運搬、脱穀、秋季特別賦役などでは一人当り年間六日、他の羊欄運搬、牧草刈り、木材運搬、羊洗滌・

第2表 Crowley マナの1448年の賦役量

賦役内容	賦課分	供付分	賦課人数	供付人数	一人当日数
	エーカ	エーカ	人	人	エーカ
犁	25	10	25	15	1
碎	90	69	30	13	2~3
羊欄	75	72	25	24	3
肥料	180	174	30	29	6
牧草刈	58	42	25	21	2
木材運	49	48	25	24	2
羊洗	100	76	50	38	2
羊剪	195	151	50	39	3
穀物運	150	144	25	24	6
脱穀	6	6	1	1	6
秋季特別賦役	262	146	48	27	3~6
冬季週賦役	1558	0	19	0	(82)
秋季週賦役	950	0	19	0	(50)
計	3583	859	317	227	33~39 (165~171)

註()は換金化以前の日数

剪毛などは二日または三日であつて、賦役量が換金化以前の冬季週賦役八〇日、秋季週賦役五〇日とくらべて僅量である。²⁴⁾したがつてこのような賦役量からしては騰本保有農の自立化の促進により総借地農が慣習賦役に依存するのを困難にするものと解せよう。

さて、以上のような検討から、直営地賃貸期の総借地農は封建的土地所有が抽象化され高権化された領主的土地所有と直接的生産者の私的所有 \parallel 保有の二極に分裂した段階初期に形成されているために、「諸関係の事情」によつて成立している領主権の規制を蒙り、また共同体的諸関係からも自立化し独立化した存在ではなくて、むしろ、その存続維持のもとに慣習賦役に依存しながら経営を遂行する立場にあると解せられよう。

では、このような直営地賃貸化の時期にみられる総借地農の存在はイギリス絶対王制が確立し社会的、経済的に近代化への過程が進行している十六世紀にはどのような形態で存在していたのだろうか。そこで、十六世紀就中中期以降に視野

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

を転じてみると総借地農の存在にも変化がおこっているのが知れる。いまそれを、総借地農によつて徴収される慣習賦役の面から考察すると、先述のように賦役の軽量化によつて次第に自立化の途を辿る膳本保有農から賦役を徴収することが困難となつて、賃借地経営を賦役のみに依存出来なくなり、クロリーマナでも木材運搬は十六世紀初期には換金化され、また一般的にも賦役についての係争が多くなつて、新たに総借地農と慣習保有農の間に賦役供付の取りきめが必要となる段階が十六世紀以降において形成されている。例えばランカシャーの *gymningham* マナでは直営地借地人と膳本保有農の間に慣習賦役について係争後

一、(地名) マナの膳本保有地を保有し、その保有のために賦役〔義務〕を負つている(地名)の保有農は毎年前記(マナ名)の直営地借地農に現在まで知られ、今後も知られるであろう賦役を犁耕および碎土さともすべて遂行すべきである。また、一定の書類に述べられている他の賦役も附加される。

一、前記の賦役は善良にして有能者と賦役履行にあたつて便宜な必要物をもつて充分になされるべきである。

一、前記マナのすべての村役人(*wickher*)は教区管理役人(*hayward*)が、その一時的な有資格代理人または両者不在の場合には賃借期間中のマナの直営地借地人が *sole* にもとづいてなされた村役人への指令によつて、前記直営地借地人もしくはその譲受人が請求するときには、有能者による借地人のために多くの労役をなさしむべきである。

一、犁一丁を保有し村役人の通告によつて賦役履行の義務を負つている各保有農は年々自身か有能者によつて、マナの旧き慣習に従い前記直営地を犁耕し碎土すべきである。

一、村役人は教区管理人かその一時的代理人または両者不在の場合には *Soké* に基づく借地人の命によつて、前記のごとき賦役を供付するように保有農に割当て通告すべきであり、また村役人とその一時的代理人は前記の賦役が充分にしかも実際になされたかを調査すべきである。

と更めて謄本保有農の慣習賦役履行の義務を確認するのが必要となつて²⁶いる。しかし、このような賦役義務の再確認の背景には課役された賦役自体が屢々遂行されていなかったことが、

一、村役人は借地人のためになされなかつた前記の賦役の賦課金を集め保証すべきであり、また村役人・教区管理人は毎年借地人のためになされた賦役と果されなかつた賦役すべてについて、借地人に公正に勘定すべきである。また保有農と借地人との間で話し合い、協定した賦役については、通告されて履行しなければならぬ賦役が行われなかつたときと同じように借地人に支払われる金額を徴収し、また賦役不履行のために支払はれる金額をも徴収して、それを毎年正しく借地人に保証すべきである。

一、村役人は履行するように通告された賦役で不履行となつたもの、また賦役を行わないことを借地人と保有農とが話し合い協定した割合に応じて前記借地人に支払うべきもの、また履行すべき保有農が果さなかつた賦役、村役人や教区管理人によつて通告されなかつた賦役、借地人と話し合われなかつた賦役などについて、マナの慣習すなわち一日の賦役一片の割合で計算すべきである。

という条項にもその一端があらわれており、更に、借地人に賦役を免除するように話し合いと協定が行われていたのが謄

本保有農に賦役を通告賦課して借地人に充分な賦役が行われるようにする義務を負う村役人や教区管理人に対して、

一、教区管理人や村役人は前記借地人が賦役を免除したマナ内の保有農に対しては借地人の意に反して、前記の賦役をなすように通告したり賦課してはならない。

と免除賦役の徴収を禁じる条項にもその一端がみられ、しかも、

一、保有農が今迄なされており、今後も行われる賦役・慣例および他の事柄について前記借地人と話し合い協定することとは差支えなし。

という規定に一層明瞭に示されていて、直営地借地農に供付される慣習賦役が次第に話し合いと協定による一定の賦役代償金の支払いによつて供付されなくなる傾向が暗示されている。したがつて、このように賦役供付裁定書が制定されても、臍本保有農の保有権がコモロー上の保護を獲得するまでに進展することによつて、*bailiff* や *reev* 層による慣習賦役に依存した賃借地経営はその基盤を喪失してゆき、雇傭労働に主体をおく経営に転換するか、賃借地を又小作化してゆくかの二種に分裂した賃借地形態へと発展してゆくものと解せられる。

さて、このような状態のなかで直営地借地農にも新たな階層として所謂デントリ層による直営地賃借事例が多くみられるようになる。貴族階級の後退とデントリ層の擡頭といった十六世紀イギリス社会の変革期のなかで、デントリ層による直営地の一括借地または購入といった事態は一般的にみられるところであるが、それがいかなる形態において結果されているかを検討するために以下において二、三の土地調査簿を中心に考察してみよう。勿論「土地調査簿」のみでは一

定年時の靜態的考察しか可能でないという欠陥をもつけれども土地保有規模の分化状態や地代額、保有地の年價值、一時金などを通じて一応の考察が出来るので以下において Wiltshire の Herbert 家所領、Gloucestershire の Sadler 家所領の土地調査簿について検討してみよう。

(1) 直営地の賃貸借の形成は賃貸人と賃借人との「裁判所目録の謄本によつて」なされる場合が一般的であつたようである。またそれは領主側からの収支内容を示すマナ會計録にも記載される。A. Savine, *English Monasteries on the Eve of the Dissolution*, in *Oxford Studies in Social and Legal History*, Vol. 1, p. 154.

(2) N. S. B. Gras, *The Economic and Social History of an English Village*, Cambridge, 1930, p. 467-468.

(3) 一七八七年七月二十日の直営地リースの内容を一四八九年のと対比しておく意味でその内容を示すと次のようである。

「Bishop 自身とその譲受人は前記 Willoughby Aston 卿に Southampton のクロリーマナーの同地を附屬物ともにするべく、また同用土上のすべての家屋、建築物、耕地、採草地、放牧地、通路と前記クロリーに含まれ属している他の附屬物、未換金賦役(地名)下の park と呼ばれる放牧地(賃借人名)自身ならびにその相続人、指定遺言執行人、管財人、譲受人がこの譲渡の満期または終了のさいに契約によつて譲渡されたときと同じよき状態でか貨幣かを Bishop とその相続人の選択のもとに引渡し差出すべき前記用地上の領主の家畜と家畜とを譲渡し賃貸する(固定地代、養豚権、換金された保有農の慣習賦役、結婚許可権、相続上納金、一時金、ヘリオット税、森林斂権、エスチイハ税、徴収罰金、没收益金、view of Frank pledge、裁判益金、裁判巡回はマナの前記用地と他の物件のあるものであれ、この譲渡から除き常に Bishop とその相続人に留保、また古くから譲渡されし Norwood での Park と呼ばれる前記場所でもナ保有農の家畜用放牧地は除き常に保有農に留保)前記マナの用地とすべての前記家屋、土地、採草地、放牧地、農具、家畜ならびにその一切の附屬物(前記の例外物を除き)を(借地名)その相続人と譲受人が保有するため

に、当事者(借地人名)の終身ならびに(人名)の終身と彼等のなかで最も長生せるものの終身の間、毎年前記(借地人名)とその相続人に対して、(地名)での上級裁判で英国法貨六磅十三志六片を年通常の祭すなわち大天使ミカエル祭と聖母マリマの御告祭にそれぞれ同額支払うこと、また農具家畜に対しては聖ペーター祭と大天使ミカエル祭は毎年税ぬきで正貨十五磅三志四片を同額ずつ支払うこと、また前記マナ用地と他の物件のために支払うべき他のすべての地代や労役を領主 Bishop とその相続人に対して支払ひ逐行すること(原注、前記二種の地代が祭後二八日までを支払われなかつたらビシコプと相続人の立入権)……………」以下マナ裁判開廷のさきの接待義務、森林採取権、共同慣行遵守規定が続く。

(4) F. M. Page, *The Estates of Crowland Abbey, Cambridge, 1934*, pp. 438-40, 442-44; *Cunningham, the Growth of English Industry and Commerce, Early and Middle Ages, Cambridge, 1922*, pp. 586-91. など。

(5) 「史料は譲渡の範囲を明確にすることから始まっている。借地期間は二〇年期で、次に留保ないし固定地代が出ている。また借地人が義務不履行の場合の一定期間での罰金条項とその地代支払日が書かれてある。……生垣は正しく修理・整頓すべきであり、また学長(賃貸人)が巡回のときには、彼とその随員に対して家屋準備や接待をなす義務がある。……マナが賃貸借期間中は借地人は全地代、一時金、その他賃貸人への義務を徴収し、また監査時には借地人の受取物の勘定書を提出しなければならぬ……。」これは *King's College* の一六〇六年の賃貸契約書についての言及である。Rogers, *A History of Agriculture and Prices in England*, Vol. 5, pp. 806-7; 444 Pollock & Maitland, *op. cit.*, pp. 628-9. を参照。

(6) A. J. Spencer ed., *Wooddolls's Law of Landlord and Tenants, London, 1904*, pp. 114-21. 武藤勝恵「英国における土地制度の概要」五九一六〇頁。

(7) これら領主権の法史的解明には F. Pollock & F. W. Maitland, *the History of England Law, Cambridge, 1923*, Vol. I-II, 特に Vol. I, pp. 308-16, 320-23, 351-56; F. Pollock, *the Land Laws, London, 1896*, p. 44, 63, 65, 87; B. W. Adkin,

Copyhold and other Land Tenures of England, London, 1919, pp. 141-171. 望月礼二郎「謄本保有権の近代化—イギリス土地所有法近代化の一断面—その一」(社会科学硏究第十一卷一号) 八一—一頁などを参照。

- (8) 「この書面を受取られし方々に(人名)が御挨拶申す。あなたがたは私および私の相続人が慣習保有農が自費で刈取り運搬し積み上げる(地名)の採草地の三分の一および養魚池、パーク、養兎場、裁判収入、復帰権、臨時利得金を除いて当マナに属する地代、直営地、採草地、放牧地とともにマナすべてをマナ内の全慣習保有農に対して譲渡し、またそれを当書面によつて確認せしことを御承知あらたし……」なおこの場合賃貸期間は永代となつており、しかも貢税、View of frank pledge、慣習賦役が全く免除されているが、これは慣習保有農への永代分割リースに由来するものと思われる。A. E. Bland, P. A. Brown & Tawney ed., English Economic History, London, 1921, p. 81.

- (9) 「我々 prior と convent は異議なく前記(地名)の農夫(人名) その妻(人名) およびその息子(人名) に対してわが農地、納屋、羊をすべての耕地、採草地、レイ地、放牧地、森林・藪および明らかに旧き時より前記の農地にある種々なる定着物とともに賃貸し、またそれを当書面によつて確認せり。但し、地代、免除金、同保有農の慣習賦役と他のすべての保有農の賦役は例外にして常に前記 Prior と convent およびその相続人に留保。また同じく裁判所、鳩小舎、菜園地、果樹園と同記(地名)の館は我々とその相続人に留保。また(以下文中の留保規定)……」この場合には、同一人に羊四五〇頭が従来羊放牧地に使用されていた一切の土地と羊の洗滌、剪毛の慣習賦役が同時にリースされている。Cunningham, op. cit., p. 587.

- (10) 「(人名)はエドワード六世第六年七月二八日付の契約書によつて、(地名)のマナの全用地をすべての直営地、採草地、入会放牧地、放牧地、慣習賦役、鳩小舎およびマナ用地に属するすべての定着物を保有、但しすべての樹木、森、藪、後見権、結婚許可権、相続上納金、土地生産物取得権、養魚権、捕鳥料、裁判出廷権、臨時利得料は例外にして領主とその相続人にすべて留保……」この場合は土地調査簿に記載された内容であるが、賃貸借契約書と異なるところは借地人の履行義務などの附帯条項が明記され

ていだけである。このときの借地規模は耕地三〇〇エーカー、羊四〇〇頭、採草地二〇エーカーで借地期間は六〇年である。R. H. Tawney & E. Power, *Tudor Economic Documents*, 1953, Vol. I, p. 64.

(11) 「(人名) は(人名) の認可のもとにチームズ第十六年二月一日付の契約書にて一時金()で(地名) の主要屋敷と農地と当地に属する全家屋、鳩小舎、耕地、放牧地、草地、羊放牧地、入会地、定着物とともに、また(地名) と呼ばれる一穀物用水車を全養魚権、水路権および水車に附帯するすべての利益と慣習保有農への *suit* とともに保有、但し〔以下文中の留保規定〕……」
E. Kerridge, *Surveys of the Manors of Philip, First Earl of Pembroke and Montgomery 1631-2*, *Derizes*, 1953, p. 112.

(12) 「(人名) は(人名) の認可によつてエリザベス第四十三年十一月十四日付の契約書で一時金四〇磅のもと自身と妻(人名) に対して(地名) の主要屋敷と同農地を当地に属す全家屋、納屋などと全耕地、採草地、レイ地、放牧地、マナの全慣習保有農の賦役、農地の十分の一税を保有(但し) 受録僧に対して支払う小麦地六エーカーとこれまで話合によつてなされてきた教区牧師へのすべての支払義務、羊の洗滌・剪毛、運搬のためのマナの保有農の慣習賦役、マナ内に生育せるすべての樹木、藪、羊十分の一税権は除く〔以下文中の留保規定〕……」*Ibid.*, p. 11.

(13) 勿論これらの留保規定がすべての直営地リースのさいに設定されたものではなく、単に「牧師推薦権は例外とす」(Tawney & Power, *op. cit.*, p. 246) の場合や、またこれら留保規定にみられる一切が賃貸化とともに賦与される事例が多くあることを否定する *φ* の *φ* は *φ*。 Cf. R. H. Tawney, *The Agrarian Problem*, pp. 211-12.

(14) 川島武宜「所有権法の論」七五頁。

(15) Cunningham, *op. cit.*, p. 587.

(16) A. J. Spencer ed, *op. cit.*, pp. 1225-26. 各々の留保規定については pp. 224-28, 884. をみよ。他に沢村康「小作法と自作農創定法」参照。

(17) Crawlant トナの賃貸条項の中にも裁判所開廷のために来る執事、書記および随員にたいし白パン、ビール、が鳥、豚、鶏の食事の賄や義務づけられてゐる。M. Page, op. cit., p. 493.

(18) N. S. B. Grass, op. cit., p. 468.

(19) Ibid., pp. 504-10. また同規定には又小作人が負担にならないことが保証されなければ又小作を禁ずる、とあるところからして膳本保有農の保有地の賃貸借関係が活潑に展開されていたと思われる。

(20) 「当時の獣医師でも予防手段と治療策があるとみられていた羊の疹癬の被害があり、その被害は最少なものではなかつた。借地人が負担すべき損失の最大限は家畜十パーセントであり、領主は借地人に対して二〇パーセント以上の補償をしなければならなかつた。これ以外にも領主は借地人に対して穀物価格の低落のときや、収穫量の著しい減産の場合などには援助することが望まれていた。」E. T. Rogers, *Six Centuries of Work and Wages*, London, 1919, pp. 280-1. 「個々の点においては、この当時の小作契約はしばしば現今の吾人にとつて奇妙に思われる規約を含んでいた。例えば、一般に蔓延した疫病に罹病の牛は、小作人側において、賠償を要せずのごとき約定は稀ではなかつた。」クローノウ「経済全史」邦訳六卷、一七八―九頁、野村考、前掲書、三四―三五頁などの指摘を参照。

(21) 吉岡昭彦、前掲書、十九―二〇頁。

(22) Grass, op. cit., p. 78, 286, 289-93, 485-9.

(23) Ibid., p. 28, 188-95, 259-68, 295-303, 338-419. 直営地経営の穀作経営の縮小は犁耕用馬の一三〇八年一〇頭から一四四八年の四頭へとおよび牡牛の四五頭から十七頭への減頭にも現われており、これらの変化は十四世紀中期以降から著しくなり、それに対応して賦役の換金も十四世紀前期の六志八片から十四世紀後期の二磅十志と五倍化している。

(24) 賦役量についての評価は一樣でなく、羊剪毛では一日当り一名は四賦役量、一名三賦役量、十名二賦役量、三八名一賦役量と評価されて各保有農に三日の賦役が課される。また秋季特別賦役では三日の三特別賦役を一名は四賦役量、一名三賦役量、三三名二

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

賦役量、十四名一賦役量と見積られて各々は三日または六日の賦役に従事している。Ibid., p. 487. なお一三八一年の慣習保有農の内容は二ヴァーゲイト保有者一名、一ヴァーゲイト保有者十一名、半ヴァーゲイト保有者十四名、フアシングランド保有者十七名、小屋一軒保有者四名、計四八名となっている。Ibid., p. 287.

(25) Ibid., p. 498, 503. 材木運搬賦役は直営地賃貸時にはリーブが地代徴収に従事するために免除されている以外は二四名の慣習保有農が従事していたが、一五〇三年には各人四片で換金化されている。

(26) R. H. Tawney & E. Power, op. cit., pp. 53-6. これは「詳細に定められ告示されたように今後遵行して Gyppingham トナの直営地借地人と保有農とが平穩になるために、両当事者の同意をえて」(p. 53.) 一五五六年十月二七日制定された慣習賦役に関する論争の仲裁裁定書である。

(27) Ibid., pp. 54-55.

(28) Ibid., p. 54.

(29) Ibid., pp. 54-55.

三

そこでまず、ヴィルトシャーのペンブロック伯ヘルベルト家所領の一六三三年の土地調査簿について検討してみよう。⁽¹⁾

この土地調査簿は十州にわたつて九二のmanaと四つの自治都市と所領をもち、一六三〇年当時もつとも富裕な貴族の一人に数えられたペンブロック伯のヴィルトシャー内の所領十七mana保有農四六七名についてのものである。なお同所領が位置していたのは土壤が白亜質地帯であり、mana構造も同州の南部地帯と相違して、顕著な解体もみられず、いわゆる開放

第 3 表 Herbert 家 wiltshire 内所領における借地農

→ ナ	借地農	借地規模	契約年	期間	地代	一時金(I)	年価値(II)	$\frac{I}{II}$
Bulbridge	J. Jwogood	直営地の中探草地 22a. 耕地または放牧地 63a. とその 10分の 1 税権, 羊用放牧地 356a. 耕地 80a. とその 10分の 1 税権	1613	99 年	£. s. d. 58 10 0	£. s. d. 376 12	£. s. d. 100	3.7
	T. Abot 以下 18名	総耕地 589½a. 放牧地 27a. 探草地 33a.		99 (三世代)	67 13 3			
Brood Ckalk	A. Bromm	耕地 263a. 探草地 19a. 牧草地 33a. 羊と木材の 10分の 1 税権, 慣習賦役 羊の 10分の 1 税権, 羊剪毛洗滌, 羊毛運搬慣習賦役	1601	終身	小麦 30qr. 大麦 30qr. 燕麦 20qr. 鳩 10羽. 兎 24羽	40	180	0.2
	R. Earth	→ ナ内の屋敷農場 (探草地 46a. 放牧地 25a. 耕地 247½a. 林 11a.) とその附屬物	1610	終身	24	1100	110	10.0
Dinton	R. Coles	探草地 1a.	1591	80 年	2	13 6 8	20	0.6
	M. Daniell	森林 4ヶ所 92a. とその地での養豚権 放牧権	1618	三世代	9	10	20	6.5
Fovant	R. Feltham	探草地 18a. 耕地 120a. 主屋敷	1576	終身	7 13 4 燕麦 6qr.	133 6 8	120	1.1
	R. Earth	森林 60a. 敷 60a.	[]	99 (三世代)	6	40	20	2.0
	W. Mogeridge	森林 4½a.	1614	三世代	40 13 4	5	33 4	3.0
	G. Dunne	水車 1 (水車用地, 水路権, 養魚権, 慣習保有農の製粉慣習権付) 森 10a.	1623	[]	16 16 8	6	33 4	20.0
	G. Imher	探草地 6a. 放牧地 26a. 林 3ヶ所 9a.				[]	18	3.6

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

イ	ナ	借地農	借地規模	契約年	期間	地	代	一時金(I)	年価格(II)	I II
Paggleston	J. Puxton J. Hilman	探草地12a. 放牧地 $\frac{1}{2}$ a. 耕地111a. その他23 $\frac{1}{2}$ a. および附属物 絨絨用水車1	1625 1618	二世代 99 (三世代)	13 4 3 6 8	小麦10qr. 大麦20qr. 鵝 10匹	13 6 8 30 []	0.4		
Stanton	J. Baskerill	探草地70a. 放牧地20a. 耕地280a. 羊300, 牝牛12, 牝牛2, ニワトリ2, 小麦40qr. 大麦60qr.	1622	二世代	17	小麦30qr.	500	220	2.6	
Stok Far-thing	J. Penny	探草地5 $\frac{1}{2}$ a. 耕地198a. 屋敷および附属物	1613	99	6 13 4	小麦6qr. 大麦6qr. 燕 6qr. 小バク 6qr.	240 100	80	2.4	
Westoverton	R. King-smann	探草地18a. 耕地274a. 放牧地16a. 森6a. 主家屋	1625	三世代	11 15	小麦6qr. 大麦6qr. 燕 6qr.	240	100	2.4	
	J. Smith	10分の1脱権の一部	1626	99 (三世代)	4	小麦1qr. 大麦1qr. 燕 1qr.	40	23	1.7	
	R. Franklin	森39a. とその放牧権	1593	4	4	小麦1qr. 大麦1qr. 燕 1qr.	4	12	0.3	
	R. Smith	森46a. とその放牧権	1578	3	3	羊毛3荷運 搬賦役	20	18	1.1	
Wilton	E. Sharp 以下14名	各々1a. 前後			各々 2 12					
Alvediston	T. Toomer	探草地 13 $\frac{1}{2}$ a. 耕地 144a. 藪 8a. と 附属物	[]	三世代	2 10 8	小麦 20qr. 大麦 30qr. 燕 160匹 鳩 45匹 羊 12羽				

Barford	J. Rowden	採草地20 $\frac{1}{2}$ a. 耕地239 $\frac{1}{2}$ a. 放牧地11a.	1597	99	3 3 4		[]	48
	A. Abbot A. Hayter	採草地2 $\frac{1}{4}$ a. 耕地52 $\frac{1}{2}$ a. 水車 2	1622 1614	(三世代) 99 (三世代)	16 1 13 4 うなぎ 6匹 または 6d.	120 55	25 16	3.4
Bishoppton	T. Smith	採草地38 $\frac{1}{2}$ a. 耕地320a. 放牧地57a. ツナ内の地役権, 慣習賦役, 固定地代	1592	三世代	40	800	250	3.2
	W. Penny	屋敷1, 2ツナ下, 耕地32 $\frac{1}{2}$ a.		三世代	18	25	12	2.0
Chilmark	W. Tesse	採草地182 $\frac{3}{4}$ a. 耕地240a. 放牧地73 $\frac{1}{2}$ a. 全家庭, 鳩小舎, 羊用放牧地, 入会権 ツナ内附属物, 水車1 (養魚権水路権 つき)	1619	三世代	5 11 4	[]	120	
	"	開墾, 租税, 臨時収益金つきツナ内 の定期市場権	1619	三世代	2	10	40	0.25
Flamston	K. Moore	森4ヶ所52 $\frac{3}{4}$ a. 耕地1片	1629 1613	三世代 二世代	6 19 2	47 []	8 3 10	5.8
	T. Hide R. Heigham H. Ditchland W. Scapland	採草地10a. 耕地219 $\frac{1}{2}$ a. 採草地 $\frac{1}{2}$ a. 耕地44a. 耕地24 $\frac{1}{2}$ a. 小屋 1	1622 [] 1611 1597	99 (三世代) [] 終身 99 (三世代)	7 19 2 9 4 1 4	100 90 20	[] 20 11 10	8.1 2.0
Burconb	R. Baily	採草地24 $\frac{1}{2}$ a. 耕地189a. 放牧地19a.	1625	三世代	1 7	40	55	0.72
	H. Hayber	耕地20a. 採草地2a. 放牧地3a.	1618		小麥1qr. 燕麥1qr. が 大麥1qr. トリ 1羽 鳥 1羽	なし	40	

註 a=acre qr=quarter

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

耕地制度が十六世紀を通じて存在していたヴィルトシャーの北部地域であるが、このような地域の土地調査簿からまず不動産賃借農について借地規模、地代賃借契約年、賃借期間、一時金などの状態を検討するために集計すれば第三表のような結果をえる。⁽³⁾

そこで、第三表を検討すると不動産賃借農にその借地規模の内容からして、二層に区分することが出来ると思われる。すなわち、その一層とは「全耕地、採草地、放牧地」を一括リースする総借地農と他方は水車、森林・藪、採石所など従来の領主的特権として確保されてきた諸物件を断片的または細片リースをなす層とである。ところで、この二層の不動産賃借農のなかで当面の考察の対象としているのが「全耕地、採草地、放牧地」を一括リースする総借地農なので、それらの層について検討してみよう。

したがって、以下において借地の実体について漸次検討してゆくために、これら総借地農の保有視模および地代額のマナ内で占める比率と騰本保有農の合保有規模および地代額の集計を表示しておけば第四表のごとくである。⁽⁴⁾ さて、まず、第三表と第四表を通じその特徴点を検討してみると、(一)各マナ毎に総借地農の存在がみられる。(二)地代形態は生産物および貨幣地代の併存がある。(三)借地面積が騰本保有農の保有規模よりも卓絶している。(四)賃借期間は三世代または九九年期である。(五)賃借契約年が十六世紀以降である。(六)通常その額が保有物年価値の一年〜二年相当額である一時金で年価値の二分分以上になつているのが約五割を占める。(七)総借地農にはデェントリ層が多く出現しているといった諸点であろう。ところで、このような諸特徴点が Herbert 家所領だけにみられるのではないのは、ランダムは史料選択であるが、十州に

第 4 表 総借地農の借地規模

総借地農	所在ノナ	ア 借地農 總面積 (A)		B/A ノナ總地代 (C)		借地農地代 (D)		D/C ノナ當 地代 (E)		保有 率 (F)		E/A 地代 (F)		F/C ノナ當 地代 (G)					
		總面積 (A)	借地面積 (B)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%					
A. Brown	Broad Chalk	2457 $\frac{3}{4}$	315	12.7	140.5	11 $\frac{1}{2}$	82	58.4	5.	3.	59	98.5	2142 $\frac{3}{4}$	87.5	57	17	3 $\frac{1}{2}$	41.2	
R. Felth	Fovant	798 $\frac{1}{2}$	138	19.2	24.7	18	10	43.7	1	6	29	84.3	565	70.7	13	14	6	56.3	
R. Earth	Dinton	1561 $\frac{1}{2}$	326	20.8	50.5	9 $\frac{1}{2}$	24	47.7	2	4	36	92.5	1294	78.9	26	3	9 $\frac{1}{2}$	52.3	
J. pubton	Fugleston	5308 $\frac{1}{4}$	147	27.7	55.11	2 $\frac{1}{2}$	33	14	6	24	92.5	382 $\frac{1}{4}$	72.3	18	10	6 $\frac{1}{2}$	33.3		
J. Rowden	Barford	968 $\frac{1}{2}$	271	28.0	19.1	8	3	3	4	16.5	19	82.6	642 $\frac{1}{2}$	66.3	13	9	8	70.6	
R. Baily	Burcomb	678 $\frac{1}{2}$	221	33.0	52.15	4	40	3	3	8	17	89.5	428 $\frac{1}{2}$	63.3	10	18	4	20.6	
J. Baskeril	Stanton	1253	370	34.9	84.1	6 $\frac{1}{2}$	62	73.7	3	5	18	90.0	694	55.5	18	10	6 $\frac{1}{2}$	22.0	
J. Penny	Stoh Farthing	551	205 $\frac{1}{2}$	36.4	18.3	6	6	13	4	7	17	94.5	345 $\frac{1}{2}$	62.5	11	10	2	63.7	
W. Jesse	Chilmark	1049 $\frac{1}{2}$	381	36.5	95.5	8	68	11	4	73.8	22	88.0	596 $\frac{1}{2}$	60.4	14	15	2	16.0	
J. Twogood	Bubridge	1398 $\frac{3}{4}$	521	37.4	127.13		58	10	45.8	2	3	5	7.7	36	2.5	1	9	8	1.1
T. Toomer	Alvedison	389 $\frac{1}{2}$	157 $\frac{1}{2}$	40.4	74.14		65	13	88.0	8	13	86.6	232	59.6	9	1	8	12.0	
K.Kingsman	West Overton	735 $\frac{1}{2}$	308	42.0	56.0	6	28	15	37.5	1	9	68.5	427 $\frac{1}{2}$	58.1	6	19	6	13.9	
T. Smith	Bishopton	969	414 $\frac{1}{2}$	42.8	57	2	40	70.1	1	10	19	90.5	497 $\frac{3}{4}$	52.7	16	2	2	28.1	
T. Hide	Flanston	447 $\frac{1}{2}$	231	51.6	13.11	10	7	52.0	6	9	9	69.2	145	32.4	5	2	37.6		

註 gen.=gentleman

わたつて五五のイナを有する Bergavenny 家のサセックス内所領十五イナの十七世紀初期における土地調査簿について同様な検討をおこなつてえた第五表をみても明らかである(3)。すなわち第五表からは、(一)二ノイナにわたつて一括リー

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

ノ	ナ	総借地農	借地規模	契約年	期間	地代	自由・贖本・小屋住各保有農の保有規模および地代
Beverington			置管地(耕地139½a. 放牧地40a. 沼地33a.)のすべて		三世代 50	50	8 4 6 5½ 27 2 10 4 9 3½

註 a. = acre r. = rood
gen. = gentleman knig. = knight

スする借地農の存在がみられる(一)地代形態はすべて貨幣地代であるといった相違を示しながらも、(一)借地農は殆んどがデントリ、スクワイヤ、ナイト層である。(二)賃借期間は三世代である。(三)賃借契約年が十六世紀以降である。(四)借地農支私地代はマナ内自由保有農、贖本保有農、小屋住農の地代総額に相当するか凌駕して、しかもエーカ当り地代は前述の諸層の二片〜三片であるのに対して一志以上が半数近く占めている、といった前記の諸特徴点と類似した事項を指摘出来るので可成り共通性のあるものとみなせよう。

したがつて、以上のような諸点から、十六世紀後半以降におけるデントリ層の擡頭と新たな賃借関係の形式をみるのであるが、いままう、前記の諸特徴について検討してみよう。

そこです、借地による保有面積から考察するとその内容は次のようである。すなわち、総借地農の保有規模は Bulbridge ノナの J. Twogood の 45 畝 5 三 1 エーカを最高とし、 Fuggelston ノナの J. J. puxton の 1 四 七 エーカを

最少としてその間に著しい相違がみられるけれども、概して二〇〇エーカから四〇〇エーカの規模で保有している層が当所領内では六割を占めていて、謄本保有農の上限一〇〇エーカ、標準的保有三〇〇エーカから五〇〇エーカとくらべて謄本保有農の保有規模とは懸隔している。しかし、問題は単なる借地による保有規模の大きさではなくてマナ内に占める比率やその経営の実態であろう。したがつて、いまそれを、マナ内での保有規模の占める比率の面から考察すれば次のようである。⁽⁸⁾

すなわち、マナ自体は概して小規模マナが多く一〇〇〇エーカを越えるのは十七マナ中五マナである。かかる小規模マナの多い当所領における総借地農の保有規模比率をみると Flanston マナの J. Hide による保有規模二三一エーカがマナ総面積四四八エーカに対して五二%を示すのを最高として、 Brood Chalk マナの R. Brawn による三一五エーカがマナ総面積二四五七・七エーカに対して二二%を示しているのを最低としているなかで、総じて三〇%~五〇%の保有比率を示す層が六割近くに達している。そして、一般的には三〇%~四〇%の比率を示す場合にはマナ面積が総じて一〇〇エーカ以上の当所領内では大きい部類に属するマナ内の総借地農の存在であり、また四〇%以上では一〇〇〇エーカ前後のマナの場合である。これは直営地が小規模マナほどその比率が大となるためで、直営地を一括リリースする総借地農の保有規模でも、それが結果していると思われる。したがつて、総借地農の存在は謄本保有農に対してはその保有規模からして卓絶した存在であり、所領機構にとつては借地比率から重要な役割と意義をもっているわけである。そのことはまた、総借地農の地代額においても明示される。

すなわち、それは第五表・第七表から総借農の地代は総じて生産物地代と貨幣地代とが併存しており、地代率は膳本保有農とくらべて高率という結果に示されている。前者については膳本保有農の地代が全く貨幣地代のみであり、一般的に十六・七世紀の地代形態は金納地代が主体となつて⁽⁹⁾に、当所領内の総借地農の地代形態は従来の直営地経営の地位といった意味を多分に内在させたものであると解せよう。それは総借地農の生産物地代の小麦、大麦、燕麦、鳩、が鳥とかいつた種類のものが単に自由保有農の場合のように儀礼的なものでないのは賦課されている額からも明らかであろうし、自己支払総地代に対しても貨幣地代の占める比率が最高で三割二分 (R. Feltham, J. Baskett) で他は一分以下に過ぎないところにもあらわれている。後者については総借地農による地代額がマナ総地代に比して五割以上に及ぶのが過半数に達しており、これはさきのマナ総面積に対する借地比率よりも高く総借地農の地代が所領経済にとつて一つの重要な収入源であることを明示している。したがつて、このような状態からすれば必然的にエーカー当りの地代が膳本保有農にくらべて高率という結果になる。すなわち、地代比率が借地保有規模のマナ内比率よりも高くなつて⁽¹⁰⁾いるのでエーカー当りの地代の高率という結果をもたらすがエーカー当り一志以上に相当するのが当所領内のマナでは約八割にのぼり、なかんずく、三志から四志になるのが三割の比率を占める。これは膳本保有農のエーカー当り地代が三片から九片までであつて、一志以上のものが現出していないのをみても著しく高率であるのが判明するであろう。それも膳本保有農のエーカー当り地代に対して二・三倍三例、四・五倍二例、九・一〇倍四例という結果を示す。

ところで、このように膳本保有農の地代とくらべて高率なのは当地方の各クオター当り穀物価格小麦三〇志、大麦一八

志、燕麦一〇志であるのに由来したためのみでないのは各ブッシェル当り小麦十二片、大麦八片、燕麦八片と一六三二年とくらべて五割から三割の穀物価格が示されている一五六七年の同ヘルベルト家の土地台帳を分析したトニーが「直営地借地農によつて支払われた地代はエーカ当り一志六片、七・七片、一志五・七片、一志五片であり、慣習保有農によるものはエーカ当り七・五片、五片、一志、五・七片、五・七片」であると指摘しているところからも明らかであろうし、またノーフォークのヨーク家所領について分析したローチャースもエーカ当り九志七片、三志一片、三志九片、Lord Kington 所領では一〇志、Belvoir 所領では三志六片をあげて借地農による地代は所領規模の大なるほどエーカ当りの地代が高くなると述べているのからも裏付けうる。したがつて、直営地賃貸が所領経済にとつては騰本保有地以上に重要な意義をもつわけである。とすれば、この騰本保有農とくらべて地代の高率ということは、十六世紀中期以降に形成される搾取地代といかなる関連にあるのだろうか。

一般に、騰本保有農とくらべて定期借地農の地代は十六世紀末より十七世紀にかけて穀物価格の一般騰貴の影響によつて高率化して六倍程になつたといわれ、また、満期になつた定期借地および騰本保有地は搾出地代による新たな定期借地に切り換えられて、直接的生産者の零落と分解が進展しているが、当所領の場合にも、これらの趨勢の影響があることは、第六表の賃貸借契約年が最も古いので一五七六年であつて、それらの殆んどが十七世紀初期であるのからも窺われるであろう。

とすると、前記の地代率も搾出地代の一形態とみなせるわけであるが、借地農にとつてはいかなる意義をもつているの

であろうか。それについては経営の実態を、史料によつて検討するのが全く期し難いために言明は出来ないが、地代額が全剰余生産物価値を収奪し去るほどのものではないであろう。それは当時のエーカ当りの小麦收穫量が十二ブッシェルであるといわれているのを基準にして一クォーター三〇志の穀物価格のもとで総借地農の収益と地代率を計算すると、例えば Burcomb マナの総借地農 P. Baily の場合、保有面積一七〇エーカに対して二五五磅の年生産物価値があつてそれに対する地代の割合は一五%であり、また Rogers が当時の一エーカ当りの収益を二二志五か四分の一片とみているのを基礎とすれば、一八七磅七四志四片で地代の割合は二一%である。同様なことを他のマナの総借地農について検討しても最高三八%、最低一%との結果をえる。勿論、これが一定の明確に根拠づけられた史料からの数値でないために言明は避けるべきであるが、自立的に再生産を行うのを不可能にするほどの地代額でないのは指摘出来るであろう。

さて、以上のことを少し整理してみよう。当 Herbert 家の所領は小規模マナが多いが、そのなかで存在する総借地農にはデエントリ層が多くまた借地規模は二〇〇〜四〇〇エーカにおよぶ層が所領中過半数に達しており、しかもマナ総面積に対する借地面積の比率においては四〇%以上の層が三割におよび相対的には大なる借地面積になつてゐる。そこから、所領経済にとつて総借地農の地代が地代収入のなかで著しい比率を占め五〇%以上に相当するのが過半数に達しており、またそれは必然的にエーカ当りの地代が高率となつて一志以上が八割近くなつてゐるといつたことが窺知された。

したがつて、当所領内の総借地農の存在は所在マナにとつて保有規模・地代などで著しい比重を占めてゐるわけであるが、当時東南部地域においては両極分解にもとづく著しい農民層分解の進展と開放耕地制度の解体により近代農業経営

展開への序曲が形成されている事例をみると、これら借地農は所在マナのいかなる発展段階、換言すればどのような農民層分解状態と耕地制度のもとに存在していたのであろうか。以下それらの諸点について検討してみよう。

そこで、まず最初に耕地制度について、全体を通じてみられる諸特徴を指摘しておこう。一般的には当所領地は三圃制に基づく開放耕地制度が厳存して中世的耕作形態はいまだ解体していない。しかしながら、当時の趨勢として小綜劃地、レイ地が程度の差はあれ各マナに存在して「馬用レイ地 Horse Lease (四エーカー) 牛用レイ地 Ox Lease (四エーカー)」「数草原内の羊六〇〇頭用のレイ地」「見積で一四エーカーあり西部レイ地 West Lease と呼ばれる放牧地または採草地」といったようなレイ地の存在⁽¹⁸⁾、「採草地に転換された別の綜劃耕地 (一エーカー)」「Bulbridge と Washerne の東部耕地にあつて最近綜劃された耕地または放牧地」「Gaston と呼ばれる耕地または放牧地の一綜劃地 (二・五エーカー) と Foyant の入会地から最近綜劃された土地 (二エーカー)」などの小綜劃地形成がみられる。これらはいわゆる小農エンクロージャの進展⁽¹⁹⁾であると思われるので、当所領地域は三圃制にもとづく開放耕地制度を基調としながらも改良穀草式段階へと次第に変化している段階にあると解される。

さて、このような一般的状态を確認したのち、所領内各マナについて保有規模分化状態と綜劃地形成の割合をみると第六表のような結果をえる。そこで第六表を検討してみれば、概して次の三型に類別出来るようである。すなわち、まず第一型は Broad Chalk, Westoverton Wylke, Fugelston, Bishopton, Netherhampton, Stoke Farthing, Flamston のマナ群で、これらのマナではいづれも三〇エーカーから五〇エーカーの保有農が四割から七割の比率を占めており、また綜

第6表 Herbert 家 wiltshire 内所領における保有規模の分化

マ ナ		Bulhridge					Stanton					
エーカ	農民数 (I)	%	保有面積 (II)	%	総劃地 (III)	III/II (%)	農民数 (I)	%	保有面積 (II)	%	総劃地 (III)	III/II (%)
～ 10	10	40.0	a. 61½	4.3	a.		1	5.0	a. 5¼	0.4	1	17.4
10～ 30	6	24.0	88½	6.3			6	30.0	129¼	12.2	26¼	20.6
30～ 50	3	12.0	139	10.0			6	30.0	221½	20.9	54¼	24.7
50～ 70	1	4.0	51	3.6			4	20.0	266½	25.1	68¾	25.8
70～ 90	1	4.0	79½	5.7			1	5.0	70½	6.5	20¼	29.2
90～150	3	12.0	456¼	32.5	44	9.6						
150～	1	4.0	521	37.4	88	16.8	2	1.0	370	34.9		
計	25		1896¼		132	9.4	20		1064		170	13.6

マ ナ		Alredison					Chilmark					
エーカ	農民数 (I)	%	保有面積 (II)	%	総劃地 (III)	III/II (%)	農民数 (I)	%	保有面積 (II)	%	総劃地 (III)	III/II (%)
～ 10	4	28.7	a. 1	0.2	a.		9	39.0	a. 37¼	3.5	29.0	78.0
10～ 30	7	50.0	141¼	36.2	17¼	12.4	4	19.7	56½	5.3	49.0	86.7
30～ 50	1	7.1	39	10.0	5	12.8	3	13.0	115¼	11.0	64½	56.0
50～ 70	1	7.1	50¾	13.2	8	13.9	2	8.7	119¾	11.4	79½	66.5
70～ 90							3	13.0	237¼	22.8	23¾	10.2
90～150							1	4.3	100½	9.5	13	12.8
150～	1	7.1	157½	40.4	12¾	8.1	1	4.3	381	36.5		
計	14		389½		43	11.0	23		1049½		219¾	20.0

マ ナ		Broad Chalk と Bower Cholck					Stok Farthing					
エーカ	農民数 (I)	%	保有面積 (II)	%	総劃地 (III)	III/II (%)	農民数 (I)	%	保有面積 (II)	%	総劃地 (III)	III/II (%)
～ 10	11	18.4	a. 33¾	1.3	a. 1	3	2	11.2	a. 17½	4.1		
10～ 30	10	16.8	194	7.9	1½	7.6	12	66.8	218½	39.5		
30～ 50	24	40.0	975	39.7	17½	1.8	3	16.5	110½	21.0		
50～ 70	11	18.4	657½	26.8	16¼	2.4						
70～ 90	2	3.2	164	6.6	6½	3.9						
90～150	1	1.6	98½	4.0	3½	3.5						
150～	1	1.6	315	12.7			1	5.5	205½	36.4	1½	0.7
計	60		2457¾		46¼	1.8	18		551		1½	0.2

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

第二十五卷 第四号

五六

マ ナ		Dinton						West Overton					
エーカ	農民 数 (I)	%	保 面 (II)	有 積 %	綜 割 地 (III)	Ⅲ/ Ⅱ (%)	農民 数 (I)	%	保 面 (II)	有 積 %	綜 割 地 (III)	Ⅲ/ Ⅱ (%)	
													a.
～ 10	12	30.9	18	1.1	8	43.5			a.		a.		
10～ 30	9	23.0	237	15.2	52½	22.2	7	43.8	120¾	16.3	2	1.6	
30～ 50	7	18.0	294	18.9	95½	32.3	8	50.0	306¾	41.7	10½	2.8	
50～ 70	6	15.4	347¾	22.2	72½	20.8							
70～ 90	3	7.7	236¼	15.2	68¾	29.0							
90～150	1	2.5	102	6.5	22	21.0							
150～	1	2.5	326½	20.8	94½	28.9	1	6.2	308	42.0	6	1	
計	39		1561½		413¼	26.5	16		735½		18½	2.4	
マ ナ		Barford						Fuggleston					
エーカ	農民 数 (I)	%	保 面 (II)	有 積 %	綜 割 地 (III)	Ⅲ/ Ⅱ (%)	農民 数 (I)	%	保 面 (II)	有 積 %	綜 割 地 (III)	Ⅲ/ Ⅱ (%)	
													a.
～ 10	7	30.4	5½	0.5			10	38.9	2				
10～ 30	4	17.4	75½	7.7	1	1.3	13	50.0	224¾	42.4	0		
30～ 50	5	21.8	173¼	18.0	3½	2.0	2	4.6	157	29.8	8	5.1	
50～ 70	3	13.0	166¾	17.3	3½	2.1							
70～ 90	1	4.3	87½	19.0									
90～150	2	8.7	189	19.5									
150～	1	4.3	271	28.0	17½	6.4	1	3.8	147	27.7	5½	3.7	
計	23		968½		25½	2.6	26		530¾		13½	2.4	
マ ナ		Netherhampton						Flamston					
エーカ	農民 数 (I)	%	保 面 (II)	有 積 %	綜 割 地 (III)	Ⅲ/ Ⅱ (%)	農民 数 (I)	%	保 面 (II)	有 積 %	綜 割 地 (III)	Ⅲ/ Ⅱ (%)	
													a.
～ 10							2	15.7	0				
10～ 30	18	95.0	392½	90.5	14½	3.8	9	69.1	170¾	38.2	5½	3.2	
30～ 50	1	5.0	42¾	9.5	3¾	7.1	1	7.6	45½	10.2			
50～ 70													
70～ 90													
90～150													
150～							1	7.6	231	51.6	13¼	5.7	
計	19		435¼		18¼	4.1	13		447½		18¾	4.2	

マ ナ		Fovant						Wylve					
エーカ	農民 数 (I)	%	保面 (II)	有積 %	綜劃地 (III)	III/ II (%)	農民 数 (I)	%	保面 (II)	有積 %	綜劃地 (III)	III/ II (%)	
～ 10	18	52.9	a. 20¾	2.8	12	a. 49.3	13	30.3	a. 36.0	5.0	a. 1	2.8	
10～ 30	6	17.6	76¾	11.0	23½	30.8	25	58.0	477½	66.9	37¾	7.9	
30～ 50	4	11.8	152½	21.3	56	36.8	5	11.6	201	28.1	14	6.9	
50～ 70	5	14.8	332	46.6	107¾	32.3							
70～ 90													
90～150													
150～	1	2.9	138	19.2	56	25.7							
計	34		719½		254¾	32.0	43		715½		52¾	7.3	

マ ナ		Bishopton						Burcomb					
エーカ	農民 数 (I)	%	保面 (II)	有積 %	綜劃地 (III)	III/ II (%)	農民 数 (I)	%	保面 (II)	有積 %	綜劃地 (III)	III/ II (%)	
～ 10	2	10.5	a. 5	0.5	0	a. 0	2	10.5	a. 4	2.3	0	a. 0	
10～ 30	7	36.8	119	12.3	6	5.0	8	41.3	150	21.1	20½	13.7	
30～ 50	5	26.5	189¾	19.6	13	6.8	7	36.8	236	33.6	29½	12.5	
50～ 70	4	21.0	240¾	24.8	14	5.8	1	5.7	67½	9.8	9	13.7	
70～ 90													
90～150													
150～	1	5.2	414½	42.8	60	14.5	1	5.7	221	33.2	13	5.9	
計	19		969		93	6.6	19		678½		72	11.2	

劃地も保有地に対して五〇前後の形式であつて一〇%以上は殆んどみられない。いわば中世的耕作制度と保有形態の存続となつてゐる。

次に、第二型として Burcomb, Bulbridge, Stanton, Alvedison の マナ群があげられるであろう。保有規模の分化は次第に進展して三〇エーカから五〇エーカの保有農の一〇%～三〇%の存在に減退して、零細保有農と上層保有農の分化析出が進展しており、それにつれて綜劃地も一〇%から三〇%の間に形成されて前記の諸マナと相違して綜劃地の占める役割が増大して小農的綜劃の進展とともに中

世的農業形態から次第に脱却する過程を辿りはじめている状態を示している。

最後に第三型としては Chilmark, Dinton, Foant の各マナが類型化されるであろう。一〇エーカ以下の零細保有農の五〇%以上の存在、五〇エーカ以上の保有農の一五%前後の析出が明らかに標準的保有農の分解の結果であることは、標準的保有農の一〇%程度の存在にすぎないところにあらわれており、更にそれが小農的綜劃と対応して進展しているのは綜劃地形成率の三〇%台の比率まで高まつているのに呈示されている。

さて、以上のように当ヘルベルト家所領内のマナを類型化してみると、一般的にはいまだ中世的耕地制度と保有状態とが主要な存在であつて、当時の農業変革に対応した進行過程を示すマナも三割程度しか出現していないのを見る。ところで、このような保有規模の分化状態のなかで総借地農はどのような存在形態を示していたのであろうか。そこで、上述の三型のマナ群から一乃至二マナを選び、それぞれ個別的に検討してみよう。

まず、第一型のなかから Broad Chalk, Bishopton をとりあげてみよう。

Broad Chalk マナ

第七表からも明らかかなように⁽²⁰⁾当マナ内の耕地制度は三圃制にもとづく開放耕地制度が厳存しており、しかも各保有農の保有規模の分化も著しくは進展していない。すなわち、当マナでは三〇〜五〇エーカの保有農が四〇%で基幹的存在であり、それに対して一〇エーカ以下の零細保有農は一八%、九〇エーカ以上の上層農は一名程度という分化の状態を示している。またその保有規模の分化が零細地片の分散的な集中またはその喪失という活潑な土地市場の形成による分化の状態

第7表 Broad Cholk マナの農民保有規模

	開放耕地				綜 劃 地			總 計	放 牧 權				
	東	中	西	計	草地	放牧地	耕地		計	羊	馬	牛	カ 鳥
借地農													
A. Brown	43	34	30	265				2(2)	315	1200			
膽本保有農													
T. Randoll	14	10	3	11	3	36½	½(1)	½(1)	37	80	3	1	
W. Lawe	18½	15	19½	53			1(1)	2(2)	55	80	3		
J. Randoll	15	12	12	40					41½	80	3	1	
A. Fish	4	4	2	10					10½	20	1	1	1
W. Abdur	12½	10	15½	38			1½(1)		40	80	3	1	1
T. Plowman	[2]	[3]	[4]	9			1y.		0				1
A. Angod									12	30		1	
H. Penny	9	9½	9¼	27			3y.		27	40	3	2	1
M. King	9	9½	5¾	27			1		30	13		1	
M. Byddleconb	10	10	10	30			½ a.		30½	20	1	2	
W. Whitmarsh	4	4	4	12					12	20	1	1	
A. Francis									0				
A. Wathinson	36	36	33	95			½(1)	3½(3)	98½	130	5	7	1
R. Antram	14½	12¾	15¼	42			3(2)	1	42	90	4	4	1
W. Lawes	15½	13	18½	47					59	75	3	3	1
E. Antrum	12¾	13½	16¼	42¾			1(1)	1(1)	43¾	75	4	3	1
J. Folyat	15	13½	14	42			½(1)	½(1)	42½	75	3	3	1
T. Penn	1	1¼	1	3¼					3¼				
J. Thringe	17½	17¼	18	52¾					52¾	100	4	5	1
A. Dame	5½	5¾	5¾	17					17	25	1	4	1
W. Langtre	4½	5½	4	14					14	25	1	2	1
B. Dewe	14	15	17	46					48	75	3	3	1
J. Street	12	14	15	41			½(1)	½(1)	41½	75	3	3	1
J. Penny	1½	1½	1½	4½			½(1)	½(1)	5			4	1
M. Penny	16	16¾	17	49¾					49¾	75	3	6	1
J. Smalwell	9½	10½	10½	30½			½(1)	½(1)	31	65	2	2	1
R. Penn	8½	11	11½	31					31	64	2	3	
R. Stert	1	1	1	3					3			1	
T. Lambe	1			1					1			1	
J. Blake	1¾	1	1	3¾					3¾			1	
W. Arsod	5	5	5¼	15¼					15¼	25	1	1	

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

第二十五卷 第四号

六〇

註 面積単位は記入のない限りエーカー () = 綜劃地筆数
y.=yard a.=acre

でないのは、保有規模に応じた放牧頭数が一定単位の増減関係にあることから明らかであろう。

ところで、このようなマナの状態のなかで借地規模三二五エーカーをもつ A. Brown の存在状態はどのようなものであろうか。

まず、その家屋保有規模からみると「十五室の住居一軒、十一室の納屋一戸、四室の牝牛小屋一戸、三室の家畜小屋一戸、鳩小舎一戸、荷車庫一戸」とあり、五〇エーカー保有農の「四室の住居一軒、四室の納屋一戸、家畜小屋一戸、牛小屋一戸」とは可成り相違して、その農業用生産手段の保有規模の大きいところから純然たる地主的存在ではないことを示している。また、その耕地、採草地、放牧地などの保有状態は「Barton Close (一エーカー) Count Close (一エーカー) と呼ばれる一綜劃地、Horse Mead と呼ばれる一土地 (八エーカー)、Cozen (四エーカー) Mill Mead (一・五エーカー) Cow Mead (四・五エーカー) と呼ばれる採草地、共有耕地内の耕地二六〔一〕エーカー……」とあり若干の小綜劃地以外は開放耕地内の耕地保有が主体となっている。しかし、それは「Broad Chalk と Bower Chalk のマナ内の慣習保有農の賦役、農地の十分の一税権」を「羊の洗滌・剪毛、羊の運搬のためのマナ内保有農の慣習賦役」を除いて貸与されているので、借地農 A. Brown は当マナでは羊に関する賦役が供付されているところから、賃借地を一部は慣習賦役に依存しながら経営していたと思われる。

Bishopston マナ

当マナでも開放耕地制度が厳存しているのは第八表によつても明らかであるが、²¹⁾ Broad Chalk マナとくらべて小綜劃

第 8 表 Bishopston への農民保有規模

借地農	開放耕地			計	総計			放牧牛				
	東	中	西		採草地	放牧地	耕地	計	羊	馬	牛	
T. Smith	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	1200			
W. Pemy	100	110	110	320	56(10)	56(10)	56(10)	418½	84	3	4	
膳本保有農	7¾	14½	10¼	32½	½(2)	½(2)	½(2)	32½				
J. Shergoll	16	22¼	20¼	58½	1½(1)	7(1)	8½(3)	68	168	6	8	
A. Randall	7	13½	10	30½	½(2)	3(1)	3(1)	35	84	3	4	
W. Harford	7½	11½	11½	29¼	½(2)	3(1)	3½(2)	33¼	84	3	4	
S. Randall	4¼	6¾	4¾	16¾	½(1)	1½(1)	2(2)	19½	42	2	2	
T. Randall	3	5	3¼	11¼	½(1)	1½(1)	2(2)	13¼	32	1	1	
M. Blake	1½	1½	1½	4½				5	10		1	
W. Sperring	9	12	10	31	3(2)	3(1)	3a.3v(2)	34½	84	3	4	
G. King	11½	20½	16½	48½	1½(1)	4(1)	5½(2)	54½	120	4	6	
E. Tabbutt	8¾	13¼	8½	30½	1(1)	3(1)	3a.1v(2)	34½	84	3	4	
R. Aynolde	3½	5	4½	13	½(1)	1½(1)	2(2)	15½	42	1	2	
H. King	2	4¾	4	10¾				10¾	40		2	
W. Clarke				20				20	80			
I. Smith	7¾	12½	8¼	28½	½(1)	½(1)	½(1)	29	100		5	
J. Kinge	16	20¼	22	58	4v.(2)	4v.(2)	4v.(2)	58	180		8	
T. Hewett	19¾	21	18	58¾	½(1)	½(1)	½(1)	60¾	200		10	

牛用「レイ地」のごとく放牧地綜劃の域を出ないけれども、ところで、このような保有規模に対する借地条件は地役権 easement とともに「マナ内の自由保有農、慣習保有農の固定地代と慣習賦役および一定の貨幣」とともに一切の用地の借地である。したがつて、この場合も、慣習賦役を徴収し、牧羊または耕作によつて経営を維持していた慣習賦役徴収型借地農ともみなせよう。

次に第二型から Burcomb マナをとりあげてみよう。当マナの状態もまぎの二マナとくらべて著しく変化していないのは第九表によつても明らかであるが、ただ小綜劃地が次第に耕地にも形成されているのに若干の差異がみられる。しかし、保有規模の分解度は一〇〇〜五〇エーカー層が七八%を占めて基幹的存在であることを示しており、また綜劃地も各保有規

第 9 表 Burcomb マナの農民保有規模

	開 放 耕 地				探草地	綜 劃 地			總 計	放 牧 權			
	東	中	西	計		放牧地	耕地	計		馬 頭	羊 頭	牛 頭	
借 地 農	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.				
R. Baijle	52	52	50	154 15			8(1) 5(2)	221	400	84	6		
H. G. Hayter 騰本保有農	6	8	12	20	2(1)	3(1)	5(2)	25					
J. Downe	13½	9½	15	38	1½(1)	3(1)	4½(2)	43	3	50	3		
W. Hibbert	10½	7	8½	26		2(2)	4½(2)	30½	3	50	3		

	W. Hibbert (弟)	E. Elliott	E. Elliott (弟)	R. Chalke	W. Selwood	I. Bell	R. A. Stoke	T. Corderoy	T. H. ibhert	E. Apiohn	D. London	E. Hibbert	P. Hibbert	D. Woolway
耕地	11½	9½	2	9	11½	9½	5½	4	5	6	11½	21	9	3
r-rood	10	5½	1	8	6	7½	3½	4	3	3	7	16½	7½	1
y-yard	7	11½	1	8	9	9	2½	4½	3½	4	11	21	9	1
() = 総耕地筆数	28½	23½	4	25	26½	26	11½	12½	11½	13	29½	58½	25½	10½
	1½(1)	1½(1)	2½(3)	1½(1)	1½(1)	1½(1)	3r(1)	3r(1)	3r(1)	3r(1)	1½(1)	4(1)	5(2)	1½(1)
	3(1)	3(2)	3(1)	3(1)	2½(1)	2(1)	1½(1)	1½(1)	1½(1)	2½(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	4½(2)	4½(3)	4(4)	4½(2)	4(3)	2a.3r.(2)	1½(1)	1½a3r(2)	1½(1)	1½a3r(2)	3½(2)	9(3)	3½(2)	2a3y(2)
	33	32	4	29½	31	32	13½	14	13	14½	34	67½	29	12½
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6	3	3
	50	50	50	50	50	50	25	25	25	25	50	100	50	25
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	6	3	3

模に応じて形成されて総耕地一筆面積も増大していきながら当マナも中世的耕作形態の存続にあるとみなせよう。

ところで、このようなマナの状態のなかで総借地農 R. Bailly (借地面積二二二エーカー、マナ内面積比率三三%) の保有状態についてみると「石造で二〇室の便利な農家一軒、納屋二戸(十一室)家畜小屋二戸、馬車小屋一戸、他に小さな離れ小屋数戸、すべてよく修理されてある」とあつて、これがマナ内膳本保有農最上層の E. Hibbert の「三室の住居一軒、四室の納屋一戸、家畜小屋一戸」とくらべた場合その納屋家畜小屋など農業経営の運営を示す家屋の大きさからし

て、実際の農業に従事していたと思われるがその耕地の保有状態も「Dod Mead」と呼ばれる一採草地(六エーカー)、「Long Draught」とOther Hamと呼ばれる一採草地(二二・五エーカー)、「共有 Marsh」から囲込まれた一粗放採草地(二エーカー)、「In Mead」と呼ばれる一採草地(九エーカー)、「東部耕地の」(膳本)「保有農地の間にある耕地十七地片(総計五二エーカー)」、「西部耕地で保有農の間にある耕地十三地片(五二エーカー)」、「Hope Bation Ires」とBorough 耕地内の耕地十九地片(五〇エーカー)と羊四〇〇頭の「レイ地」とあり、零細錯圃の耕地形態のもとで、一般の膳本保有農とは保有規模は卓絶した状態を示しながらも耕地・放牧地の存在は異ならない状態にある。

最後に第三型から Dinton, Chilmark ヲナをとりあげてみよう。

Dinton ヲナ

当マナでは第十表の⁽²⁴⁾ように、前記の三マナと同じように開放耕地制度下でありながらも膳本保有農の保有規模の状態は三〇〜五〇エーカーの標準的保有農の分解により一〇エーカー以下の零細保有農三二%の分化と九〇エーカー以上の上層保有農

第 10 表 Dinton ヲナの農民保有規模

	開放耕地				總計				開放地				總計		
	西	中	東	計	採草地	放牧地	耕地	計	羊	馬	牛	頭	頭	頭	
借地農 R. Earth R. Coles	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	
				186	121½(2)	26(4)	48(4)	867½(10)	326½	300				1	

M. Daniel 膳本保有農	14	17	16½	48		14(3)	11(3)	25(6)	森 92a.	79	96	
B. Bamnd	16	16¾	22½	58	5½(5)	12½(2)	9½(4)	27½(11)		86½	96	
N. Lames						3(1)		3(1)		4½		1
T. Jesse						7(3)		7(3)		37½	48	22
W. Ingess	9	7¼	11½	27¾		12(2)	6½(3)	18½(5)		46	50	18
R. Amyee				23½		9(4)	6(3)	16(8)		44¼	57	7
J. Shepherd				25	6(2)	13½(3)		13½(3)		40¼	48	22
J. Coles	6	9	9	24		1(1)		1(1)		1½		1
W. Rendell						3(1)		3(1)		4	24	2
S. Newe						3¾(1)	3(2)	6¾(3)		20¾	39	9
R. Colcs	4	3¼	4¾	12	6½(4)	8(3)	6(2)	20½(9)		40½	120	15
G. Choppell				18½		18(2)	4(1)	22(3)		102½	36	5
M. Daniell	20½	20¾	24	65½		8(1)	2½(1)	10½(2)		53½	5	5
J. Tabor	11¾	11½	11¼	34½		7(3)	3½(1)	10½(4)		26½	12	2
E. Leech	6½	6	6	18½								
S. Webb	1	1½	3	5½			1(1)	1(1)				
R. Deare												
K. Harris	2	7½		23		10(1)	9(3)	19(4)		46	57	20

註 () 二 小総劃地筆数

二・五%の析出をみている。また小総劃地も全保有面積に対して、最高四三%最少二一%と著しい形成がみられ、しかもそれが放牧地または耕地へと進展しているので、小総劃地の役割が増大しているのが窺われる。勿論、これが急速な小農

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

エンクロージャーの展開による綜劃地形成まで到っていないのは開放耕地の保有規模に準じた形成であるのにもあらわれているが、「耕地または放牧地」という一定期間の耕地の地力維持と肥沃化をめざす放牧地化の改良穀草式段階へと展開していることは、さきの三マナと異なつて綜劃地進展の意義が増大していると解せられる。

さて、このような状態のなかで借地農 R. Earth (借地面積三二六エーカー、マナ内面積比率二〇・八%) の存在状態をみると「多くの室よりなり清潔な住居一軒、南側がスレート葺きの納屋一戸、家畜小屋一戸、飼糧小屋数戸、非常に便利な農業用家屋数戸、鳩小屋一戸」とあり、膳本保有農最上層 M. Daniell (一〇二エーカー保有) の「充分に修理された木造平屋二室の屋敷と四室の屋敷計二軒、よく修理された四室の大納屋一戸、三室の小納屋一戸、牛小屋と乾草小屋各一戸」とならんで一般の膳本保有農の「三室の住居一軒、三室の納屋一戸、家畜小屋一戸」とくらべて卓絶した大きさを示している、その保有内容からして農業経営の遂行が窺われるが、更にそれは耕地保有において小綜劃地が三〇%の割合を占めてしかもそれが「Great Branch (二二エーカー) Little Branch (一五エーカー) と呼ばれる耕地または放牧地、牡牛用レイ地 (九エーカー) 馬用レイ地 (一〇エーカー) と呼ばれる綜劃放牧地 Baver Stock に隣接する一劃綜地または放牧地 (八エーカー) …」とあるように、一綜劃地面積の増大と「耕地または放牧地」のような輪裁式農法 convertible husbandry 下にある綜劃地の形成があり、いわば椎名氏がレイ耕作形態の進展について段階づけられた地力維持または牧草目あての耕地の一時的牧草地化の段階にあるものといえよう。⁽²⁵⁾ したがつて、当マナの総借地農 R. Earth は輪裁式農法への展開をめざす経営を主体とする本来的な借地農への転換は容易な状態にあるといえるだろう。

当マナは先述の諸マナとくらべて著しい相違がみられる²⁶⁾。すなわち、第十一表からも明らかかなように開放耕地制度はまさに揚棄される寸前にあり各保有農の斉一的保有状態から一部の保有農に集中され、しかもそれら保有農の開放耕地での保有規模も殆んど五〇エーカ以上の集中度合を示して容易に綜劃されやすい段階にある。それはまた、綜劃地が保有規模に準じた形成でなくなり、しかも採草地・放牧地にくらべて耕地へと著しく進展して綜劃地だけで三九エーカ、三〇エーカを保有する層が出現している状態からも明らかであろう。したがって、保有規模の分化も三〇〜五〇エーカの標準的保有農の減退により保有規模だけでは自立的再生産の不可能な一〇エーカ未満の層が三九%と著しい割合を示す分化と、他方には九〇エーカ以上の上層保有農八・六%の析出という両極分解の進展を示す結果になっている。

ところで、このような謄本保有農の分解と小綜劃地の形成されているなかで、借地農 W. Jesse (借地規模三八一エーカ、マナ内比率三六・五%) の存在状態はどうであろうか、同じくその保有規模をみるに「小住居〔複数形〕家畜および小屋つき納屋二戸(計十二室)鳩小屋一戸」で五〇エーカ保有農 D. Dominik の「平屋二室の住居一軒、三室の納屋一戸、家畜小屋一戸、牛小屋二戸」とくらべて相対的に大きい割合の家屋保有でもっており、その土地保有内容も採草地二〇・五エーカ(七筆)であるのに対して「Quarr Ground」と呼ばれる一放牧地または耕地(五〇エーカ)、「Trendlies」と呼ばれる耕地または放牧地四地片(二四エーカ)、「Stocklies」と呼ばれる耕地または放牧地数地片(四五エーカ)」と輪裁式農業経営の進行を示す土地の保有が一二〇・五エーカ(四筆)で自己保有地中三四%の比率を占めるに至っている。し

か、その「耕地または放牧地」といふ Convertible husbandry 下の土地も五〇ヘカと一筆規模が大なるものがあ
り、穀草式段階へと顕著な進展にあるとみなせる。したがって、オランダでは開放耕地制度が殆んど解体し輪裁式農法へと

第 11 表 Chilmark への農民保有規模

	開放耕地				療 割 地			總 計	放 牧 権			
	北	西	東	計	採草地	放牧地	耕地		計	羊 頭	馬 頭	計 頭
借 地 農	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.	a.			
W. Jesse				240		120½(4)	120½(4)	381	600			
R. Moore								敷 45½				
J. Sweete <small>贖本保有農</small>								採石所				
J. Moore	22	21	18¾	61¾	3(1)	3(2)	11(2)	80¼	160	1	4	
J. Cowart				9		¾	39(8)	69½	200	4	18	
K. Fitz	30	26	28	84			13(3)	100½	200		5	
W. Furnell		20½	21½	65¾			13½(4)	13½		4	4	
R. Daniel	23¾			11¼			6¾(3)	81½	160		4	
T. Lanes							3½(1)	7			2	
D. Pominick							30(6)	50¼	140	6	10	
K. Macy							6(2)	30½	105			
M. Sdarye							12(3)	30½				
K. Stephens							16½(3)	1½				
J. Mucy							1½(1)	10½	35	2	10	
							10½(3)	6½			2	
							6½(4)	3½				
							3½(1)	6½				
							6(2)	38(9)				
							12(3)	28½(6)				
							16½(3)	11½(1)				
							1½(1)	10½(3)				
							10½(3)	6½				
							6½(4)	3½				
							3½(1)	6½				

J. Farmell			8	8		4½(2)	20½(5)	24½(7)	36½	140	2	10
J. Farmell					3½(3)	2½(1)	14(4)	20(8)	20	35	1	5
J. Bowles		3¾	3		3(2)	3(2)	6(4)	12½	12½	35	1	3
C. Fuinell					2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2			2
E. Clare					7(3)	7(3)	7(3)	7(3)	7			2
W. Dominick					1½(1)	1½(1)	1½(1)	3	3			2
W. Macy					6¼(3)	6¼(3)	6¼(3)	6¼	6¼			2
M. Helme	17½	15½	14	47	3(2)	4(1)	4¼(2)	11¼(5)	58¼	120	2	3
A. Moore	23½	20½	19	63		2(1)	9½(5)	11½(6)	75½	160		4
M. Snowe							4(3)	4(3)	4			
J. Wallwith												

發展して行く所謂レイ耕作形態の第三段階ともいつた状態にあるなか、⁽²⁾ 総借地農の存在は雇傭労働による自己資本の投資により農業経営を展開する本来的借地農業者への推転も容易な状態にあるといえよう。

さて、以上の四マナの検討を通じて、各マナによつてそれぞれ發展段階の相違がみられ、中世的耕地制度と保有状態にあるマナから、まさに開放耕地制度の解体寸前にあつて保有規模も両極分解的な傾向にあるマナまでが存在するのが示され、それによつて総借地農も慣習賦役徴収型借地農から本来的借地農に類似するといつた存在がみられる。

(1) E. Kevridge ed, *Surveys of the Manors of Philip, First Earl of Pembroke and Montgomery 1631-2*, Devises, 1953, in *Wiltshire Archeological and Natural History Society, Record Branch, Vol. IX.* (以下 S. P. M. と記す) 卽 Herbert 家所領については一五六七年の土地調査簿も出版されている。 Cf. Ec. H. R. Second Series, Vol. VI, No. 1, pp. 331-2. など

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

当土地調査簿は各保有農について一時金、地代、家屋、総割地、耕地、放牧地、相続上納金、年価値などがこまかく記載されているが、それによつて所領構造の特徴をみると、(一)直営地はすべてリースされている、(二)自由保有農が極めて少なく四六七名中六名にすぎない、(三)それに反して、契約保有農 (Tenant by Indenture) が八五名の多きに達すといつたことが指摘できる。

(2) R. H. Tawney, 'The Rise of Gentry, p. 15. 浜林正夫訳「シェントリの勃興」来來社刊、三二六頁。

(3) 表中の契約年で九九年(三世代)とあるのは、史料に「for 99 years it A, B and C his son, or any of them shall so long live」とあるのをもとにしたものである。

(4) 表中の借地農の地代は第三表の地代額から生産物地代に対して、Barcomb マナに各クォーター当り小麦三〇志、大麦一八志、燕麦一〇志、が鳥一羽一二片、鶏一羽一二片、鳩一二羽一二片と記されているのをもとにして換算表示したものである。S. P. M., p. 13.

(5) W. Godfray ed., 'The Book of Johē Rowe Steward the Manors of Lord Bergaveny 1597-1622, in Sussex Record Society, Vol. XXXIV, Cambridge, 1928 (以下 B. J. R. の略記) この土地台帳は Bergaveny 家の執事 Johē Rowe が一五九七—一六二二年にわたつてサセックス内の同家の所領について調査した結果が各マナごとに記述してあるが (Cf. *ibid.*, VII-XII) マナ項目での記述順序はまずリーヴとその所在地名およびマナ賃貸状態が記述してあり、次いで自由保有農、慣習(藤本)保有農の保有規模・相続年・相続上納金・一時金および地代とときにはマナ特殊慣行などが明記してある。なお Bergaveny 家所領の内訳を示すこと、サセックス十四マナと十マナの二分の一、ケント七、サセックス三、ノーフォーク七、サフォーク六、ウオビック三、ウオセスター四、シャーロップ二、ウオレス四、サウスウエスト一と計十州に及んで五五マナと十マナの二分の一の所有である。*ibid.*, pp. 149-51. 本書は立教大学、鶴川馨氏の御好意によつて閲読の機会をえた。ここに深甚なる謝意を表する次第です。

(6) 表において賃貸期間で括弧にしたものは史料に three lives と明記してあるもの以外で for A, B and C their son or daughter の形式をとるものを三世代とした。なお、この三世代については、ヘンリー八世第三二年(一五四〇年)の不動産賃貸法で二二年

期または三世代以上にわたる復帰権が認められているのや、当時の教会領のリースが二年期か三世代に限定されているので、これが二年期に相当するとの指摘があるが (E. Kerridge, *The Movement of Rent 1540-1640*, Ec. H. R. Vol. VI, No. 1, 1953, p. 20) 同法が適用されるのが教会領、大学、自治都市、区会などのいわゆる団体領などであるから、三世代を二年期とみなしてしめるのは、また検討の余地があるだろう。 Cf. J. Spencer ed., *Woodfall's Law of Tenures of England*, London, 1924, pp. 25-6, 36-42, 181.

(7) トニ教授が十六世紀中期の五二マナの六七農場について分析した結果では二〇〇—四〇〇エーカーの借地をなす借地農は二二例で全体の三一パーセント、また三五〇エーカー以上の借地をなすのは二五パーセントになつてゐる。 R. H. Tawney, *The Agrarian Problem* pp. 212-13.

(8) 一五六七年の同 Herbert 家の土地調査簿にもついた直営地借地農の借地規模およびマナ面積に対する比率が表示されてあるが (R. H. Tawney, op. cit. p. 259.) この場合、直営地借農としては総借地農以外の借地農も加算されているようで (例えば Donnyngton [Dinton]) マナでは総借地農の借地規模は一六三二年の土地調査簿では三二六・五エーカーであるが、これに他の二名の直営地借地農の借地面積九二エーカーを加えると四一九・五エーカーとなり表示されてある四一八エーカーと近値する。) したがつて、表示されてある借地面積マナ比率は当然に第四表よりは大となつてゐる。

(9) R. H. Tawney, op. cit. p. 211. 十六世紀中期には借地農の支払地代は大部分が貨幣地代となつてゐるとの指摘からみれば、地代形態の未進展の状態にあると解せられよう。

(10) 第三表からすれば、贖本保有農のエーカー当り地代率は三一五片三例、六一七片六例、八一九片四例となる。総じて六一九片が多いが、この贖本保有農の地代も騰貴した結果だとみなせる。一五六七年の同所領十二マナの地代総計八九磅一六志一〇片に対して、一六三一年には二六・二六磅一六志三片で約三倍の騰貴である。なお贖本保有農のエーカー当り地代の総借地農に比しての低率ということには、保有農の慣習地代の固定化とは別に一時金 fine の借地農なみの騰貴を留意しておくべきであらう。(E. Kerridge, *The*

	保有規模	年価値(I)			一時金(II)			I II	地代		エーカー 当り 地代
	y.	£.	s.	d.	£.	s.	d.		£.	s.	d.
自由保有農 J. B. 借地農 J. B.	20	220			500			2.27	62(磅)		
贍本保有農 G. B.	3	40			80			2.0	36	2¾	6
R. L.	3	42			40			1.0	41	2¾	7
E. V. T.	3	37			180			4.8	36		6
C. P.	2½	37			50			1.35	32		
M. G.	1	16	13	4	22			1.37	13	0¾	5
"	1½	8	6	8					6	6¼	3
E. P.	1½	23							18	6½	1.8
R. J.	1½	26			40			1.53	22	2½	9
J. R.	2	30			40			1.33	22		5
E. S.	1	17			66	13	4	3.8	15	2½	5
G. A.	1½	25			30			1.2	22	7	7
W. S.	1½	23			30			1.3	21	3¾	7
C. S.	1	13	6	8	40			3.0	15		7
R. S.	2	32			8			0.25	29	4½	7
S. W.	1	15			65			4.3	14	6	7
R. F.	1	18			60			3.3	13	6½	6

y.=yardland

S.P.M., pp. 63—71 より作成

Moenvent of Rent, Ec. H. R. Vol. VI. No. 1, 1853, pp. 26-7.) それはまた、借地農、贍本保有農に対する一時金の賦課額が必ずしもエーカー当りの地代額のような相違をみせないところにも現われており、第一表におけるように一時金の割合が年価値に対して最高十倍から最低〇・七倍といちじるしく偏差を示しているに対して上表のように贍本保有農の場合も四倍から〇・二五倍の比率を示して地代の均等的なものも相違しているところにも現われているであらう。

(11) この穀物価格は当時の価格とくらべて高いものではない。ロヂャースが一〇〇—五〇〇地方について調べた穀物価格の平均値のなかで一六三—二二年の各クオター当りの穀物価格をみると小麦四〇志—一片—四七志三片、大麦三八志一片—二四片、燕

表一七二—一七九片となり、大體にあらつて近似してゐるが低価格である。Rogers, A. History of Agriculture and Prices, Vol. V, pp. 197-8, 270. Cf. E. Kerridge, The Movement of Rent, p. 28.

(21) R. H. Tawney & E. Power ed., Tudor Economic Documents, Vol. I, pp. 63-71. にハルムルト家所領のヴァルトシヤ内 Burcomb マナの土地保有状態が記載されてゐるが、このマナは一六三二年の土地台帳に記されてゐる South Burcomb マナと隣接してゐたものと思われるので、そこに登記をされてゐる穀物価格をみるといずれも一六三二年の価格の二分の一から三分の一程度である。

(13) R. H. Tawney, The Agrarian Problem p. 256. この数字はヴァルトシヤ内のハルムルト家所領の South Newton, Winterton, Baset, Knyghton, Donnington, Phipheld, Estoverton の五マナについてのものであるが、この中 Donnington マナは一六三二年の土地台帳にも記載をされてゐるので対比された内容は誤りでないだろう。

(14) Rogers, op. cit., pp. 812—13.

(15) Ibid., pp. 812-815. R. H. Tawney, The Rise of Gentry, p. 14. 浜林正夫訳「シヤントリの勃興」三三—三四頁。

(16) Rogers, op. cit., p. 816.

(17) Ibid. pp. 816. なおロゼースは二〇〇エカを借地する借地農の收支計算を次のようになしてゐる。まず收穫される穀物の年価値を二二五磅一七志であつたとして、これから地代六〇磅（エカ当り六志）、耕作に必要な雇用労働力五人の年労賃支出七〇磅（一人当り一五磅一七志）、税負担一〇磅計一五八磅が支出され、残額六七磅一七志を減価償却費・自家労賃および利潤となると計算してゐる。これによれば総収入に対する地代は三〇パーセントに相当する。ibid., p. 816.

(18) Hilton, Hoskins などがあげてゐるレスターのレイ地の存在から比すれば極く僅少しか形成されておらず、それも未だ耕地の一定期間の放牧地化の段階を出てゐないやうである。W. G. Hoskins, Essays in Leicestershire History, 1953, pp. 144ff.;

イギリスにおける不動産賃借農の存在形態

H. Hilton, *The Economic Development of Some Leicestershire Estates in the 14th and 15th Centuries*, 1947; M. L. Gray, *English Field System*, Cambridge, 1915, pp. 444-5. なおレイノーマーシングの発展過程については椎名重明「イギリス農学史における十六世紀と十七世紀(市民革命まで)」(『農業経済研究第二八巻第二号四三―四五頁』)を、他に飯沼二郎(農学成立史の研究)一三四―一四一頁、椎名重明「イギリス市民革命以前における農業問題」(『社会経済史学』二一巻五・六号 一二二―一二三頁)を参照。

- (19) トニー教授は一五七七年の団込調査委員会の報告をもとにしてCambridge, Gloucestershire, Yorkshire North Riding, Yorkshire Westriding, などがマナ領主の領主的総劃の進行地帯であると(1) それに対して Wiltshire は比較的総劃が遅れ、しかもそれは自由保有農・慣習保有農の総劃地の進展にあること(2) R. H. Tawney, 'The Agrarian Problem', pp. 156-7. トニー教授も十六世紀末から十七世紀初期にかけて総劃が最も進行した地域の一つは Wiltshire をあげている。E. C. K. Gonner, *Common Land and Inclosure*, London, 1912, p. 173, 213-16. この期の総劃が農業経営の改善・合理化のためのものであることは、「耕地または放牧地」(arable or pasture) という地力維持または肥沃化と(3) ための一定期間の放牧地化の農業経営の改良穀草式段階へと発展をめやす方向にその一端があらわれている。Cf. H. Tawney, *op. cit.*, pp. 147-173.

(20) S. P. M., pp. 11-27.

(21) *Ibid.*, pp. 109-15.

(22) トニー教授は総劃地形成の主体者として、(一)領主または総借地農による総劃、(二)自由保有農・贍本保有農による小総劃、(三)村全体によるものの三型を設定し、このように保有規模に準じた均等的総劃の形成を(四)の *by village* にするものとみなしている。

R. H. Tawney, *op. cit.*, p. 157.

(23) *Ibid.*, pp. 130-35. 一五六七年の土地調査簿にある Burcomb マナ(表示したマナと隣接していると思われる)の慣習保有者の保

有状態をみるに、二二—二三エーカー保有者七名、二五—二八エーカー保有者八名、六〇エーカー保有者一名となつており一六三一年の南部Burcomb マナの保有状態と大差がみられなう。H. R. Tawney & E. Power, op. cit., pp. 63-71.

(24) Ibid., pp. 28-35. 総借地農の借地面積には Dinton マナ以外に Telford マナの部分も含まれているが、表では Telford マナの膳本保有農の保有状態は表示しなかつた。

(25) 椎名重明「イギリス農学史における十六世紀と十七世紀(一)」（農業経済研究第二八卷第二号）四四頁参照。

(26) S. P. M. pp. 116-25.

(27) 椎名重明、前掲書、四四頁参照。

四

次に直営地借地農が明白に地主的存在として位置していた事例としてグロスターの Clifton マナの直営地借地農について一六二五年の土地調査簿を中心に検討してみよう。⁽¹⁾ 当マナはヘレオフォード州の Sadleir 家所領に属し総面積は二〇六エーカーの小マナであるが、⁽²⁾ それだけにそこに現われてくる借地農について興味ある事項がみられる。

まず、マナ構造から述べておこう。第十二表に表示されているように当マナは直営地一〇七エーカー、慣習保有地九エーカーからなり、所属する保有農は直営地借地農一名、その又小作人六名、膳本保有農七名といった極小規模典型的マナであり、また、保有農の保有状態は五九エーカー保有者を最高とし、二〇エーカー以下の層が七七%を占め、その保有地も「(地名)と呼ばれる採草地三ルード」とか「(地名)と呼ばれ(地名)にある耕地二エーカー三ルード」とあるように零細錯圃の耕地

第 12 表 Gloucestershire 内 Clifton ヲナの農民保有規模

借地農	開放地		耕地		線割地		總計	保有期間	地代	エーカー当り代									
	耕	地	探草地	放牧地(探草地)	耕	地													
W. Newce	4	3	3	44	0	26	21	0	26	9	3	39	107	1	10	17	40	16	7
上記の又小作人																			
A. Whittington	1	3	50	7	0	10	14	3	30	5	0	9	59	0	19	40	10	16	16
R. Hilling	1	1	35	9		28	5	4	36	2	2	10	17		3	10	10	16	12
J. Sachftid	1	3	20							2	3	20	4	3		2	2		13
J. Wafkim				3	2					3	2		3	2		2	2		13
J. Batten				9	3					9	3		9	3		5	5		11
H. Hobson				14	2	28				14	2	28	14	2	28	10	10		14
騰本保有農																			
R. Hilling				6	2	29	4	30		10	3	19	10	3	19	8	8		10
A. Hodges	4	0	24	6	5	17	8	2	20	3	3	8	24	0	13	18	4		9
J. Hodges	5	1	26	1	2	22	4		28	12	0	36	12	0	36	16			9
J. Batten	7	0	3	6	1	23	14	2	37	3	3	15	36	3	31	11			1
E. Watles							9	3	22				11	2	4	8			6
J. Bayly													11	2	4	8			16
W. Boyly				1	1					1	3	3	1	3	3	10	4		9

註 a.=acre r.=rood p.=perch

制度下にある。しかし、矢張りこのような状態でも、当時の一般的趨勢に応じて耕地および放牧地の小綜劃地が三九%も形成されて近代的農法への転換の胎動が開始されていると思われる。

さて、このようなマナ状態のなかで存在する総借地農についてみると、

「デントルイン、William Newce は齡五〇の折、エリザベス第二二年（一五七九）六月一日になされた賃貸借契約によつて女王の枢密顧問官 Rate Sadlier 卿よりグロスターの枢密顧問官のマナすべてをマナに属する全土地、マナ内保有農の全地代、一時金・相続上納料・没収金のすべて、Clifton 教区牧師館と裁判収益金（但し聖 Vincent 礼拝堂と呼ばれる礼拝堂用地とそれに属するすべての物品、マナの森林・藪、鉱山・採石所は除く）を Thomas Newce, Clement Newce 及び前記 William Newce の嗣子 William Newce とに、そのように生きられるならば百年期で、年地代十七磅と前記 Rate Sadlier 卿とその相続人の執事および他の役人に毎年二日の食糧供付で保有。覚え Thomas Newce Clement Newce は死す、William Newce のみ生存」

とある。したがつて当 Clifton マナが一五七九年以来四六年間継続して賃貸されている状態にあるのが知れるが、その賃貸内容では前述の Herbert 家所領と相違しているのに留意する必要がある。

というのは、その賃貸条項において領主権は留保されずにすべてが譲渡されており、形式的にはマナの一定期間のリースの形態がとられていても、実質的には一切の領主的特権を領受して所謂 Lord farmer 的性格を多分に内在しているような賃貸借状態にあるからで、事実、それらを賃借地の保有状態からみると一層明瞭となる。

すなわち、賃借した直営地の保有状態では直営地（一〇八エーカー）は細分化して六名の又小作人に賃借人の終身の期間でサブリースされており、その転貸様式も直営地の過半分を一名（A. Whington に五九エーカー）に、残りを一〇エーカー二名、一〇エーカー以下三名という状態であつて自己経営地をもたず、しかも、その徴収する地代においては直営地の過半をサブリースした又小作人からはエーカー当り一六志の高率な地代をとり、また他の又小作人からも一一〜一四志という先述の Bergavenny 家所領 Herbert 家所領の場合とくらべてまさに卓絶した搾出地代を徴収している。それはまた、謄本保有農の場合にも同一な政策で対処されており、謄本保有期間を終身ないし二世代に限定し変動する状態に対応出来るように計り、しかも徴収する地代はエーカー当り九志から一〇志と又小作人の地代と相応したものになつているのにもあらわれている。かくして、又小作人・謄本保有農よりの徴収地代は八九磅八片におよび、自己の支払地代一七磅四志に比して実に五倍相当額を集めている。

したがつて、当 Clifton マナにおける総借地農の存在は十六世紀中期以降から継続してマナを耕地および領主権とともに賃貸し、マナ所属の保有農に対しては事実上の landlord として介在していたと解せよう。

- (1) J. U. Way, The 1625 Surrey of the Smaller Manor of Clifton, in Transactions of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society, Bristol, 1913, Vol. XXXVI. の土地調査簿は Rate Sadlier 卿の所領の一部である Clifton マナの価値調査のために一六二五年四月に調査し作成されたものであるが、一六二七年にマナ裁判所で各保有農につき調査内容の保有地についての真偽が問われたとあり、しかも訂正がみられないところからして確実な記載であると解せられる。調査簿の内容はまずマナの保有

者名簿があり、それには William Newce the Lord's Tenant, Awhington (以下五名) — Sub tenants of Demesne, R. Hilling (以下六名) Customary tenants とあり、次いで保有農毎に保有地の所在と面積が一筆毎詳細に記載されて最後に保有規模、地代額、年価値がまじらされてある。なお当トナにしろては A. S. Ellis, On the Manorial History of Clifton, in ditto Archaeological Society, 1878-9, Vol. III, を参照。

本書は一橋大学、米川伸一氏の御好意によつて閲読の機をえた。ここに深甚なる謝意を表する次第です。

- (2) 一〇八六年の Domesday Book には Clifton マナにしろて、面積三 hide じ、三犁組と二犁組の六名の Villain または六名の border および三名の serf かななる記載をわづらふ。(A. S. Ellis, op. cit., p. 212.)
(3) J. U. Way, op. cit., p. 224.

五

さて、以上考察してきたことを総括してみるなれば次のようになるであろう。すなわち、直営地賃貸化の時期に出現する総借地農には bailiff または reeve 層などが多く出現し、また賃貸借状態も領主権および共同体諸規制から独立化した存在ではなくて、むしろ、それらを存立基盤としながら慣習賦役を徴収して賃借地の経営を行い、賃借期間も短期で農業経営遂行にあつて資本蓄積の欠如からして、農業近代化の積極的な推進者たりえない存在であつた。ところが、十六世紀後半以降の不動産賃貸借に関する現象として、(一)総借地農層にはデェントリ層が多く出現している。(二)賃貸借期間は三世代または九九年期(三世代)という形態でなされており長期化の傾向にある。(三)地代は膳本保有農と比較して高率であ

り、マナ地代総額中に高い比重をしめるといつたことが諸特徴として指摘されるところから明らかに、直営地賃貸化の時期にみられる事態と相違してきており、したがって、このような賃貸借条件のなかで存在する総借地農にも(一)地代徴収権、裁判権などの領主的特権を領受し、賃借地は転貸して、高額な搾出地代を徴収し、マナ田謄本保有農に対しても同様に搾出地代を課している所謂 Lord farmer 的存在を示す層、(二)総劃地の形成により、開放耕地制度はすでに解体または解体寸前にあつて、農業経営も改良穀草式または輪栽経営へと展開し、農業近代化に積極的な役割を演じていた層、(三)と(二)の中間存在として、開放耕地制度の敷衍のもとにあつて、賃借地も謄本保有農の保有地と大差なく、もし経営していたとすれば若干の賃労働を使用していたにすぎず、(一)層または主流としては(二)層への発展過程にある層といつた三層を類別出来るかと思われる。

ところで、十六世紀中期以降の農業経営の合理化・近代化への推進主体となる借地農は明らかに(二)層であるし、既にこれらの層については紹介され分析されているものでも、ケントのジョン・トウク、レスクールのプライゲイト家、ノークォクのエルムンドなどが挙げられるであらう。

とすれば、ここに直営地定期借地農は初期とは異なつた意義と存在を示す階層の出現をみるわけであり、十六世紀後半以降の海外からの金の流入による物価騰貴、貨幣価値の下落と農産物価格の一般的騰貴による農業経営の相対的優位性と、レイ耕作形態の導入と輪作式農業展開とともに「黄金時代から鉄の時代」へと折げ出された直接的生産者の分解過程で、大規模借地による農業経営の主体的推進者として積極的に近代的農業経営の運営にたずさわる層が形成されているわ

けである。それはまた、賃貸化のさいに留保された領主的特権もこの時期に至れば「マナ慣行」に由来する慣行的支払といった程度にしかその存在意義をもたず、あらゆる領主権として発動されるのではなくして、むしろ、その支払金額に意義が存するものとなつていたので、直営地賃貸期の留保規定のように領主権の強固な残存を同じ留保条項の場合にもみることができず、またそれは賃借人のマナ慣行、作付順序の遵守などの規制も少なくなつていつた諸条件とも対応するものであらう。

(1) John Tuke に *引く* F. C. Lodge, ed., *The Account Book of a Kentish Estates, 1616-1704*, London, 1907 をもとに分析した竹内幹敏「ピュリタン革命期の農業—土地問題」(麥革期の地代範疇收論) 三三—三三七頁参照。Cf. R. H. Tawney, *The Rise of Gentry*, p. 16. 浜林訳三七頁。Bradgate 家に *引く* W. G. Hoskins, *Essays in Leicestershire History*, pp. 153-154, 157-158. 竹内幹敏、同論文、四二頁。George Ernmond に *引く* H. J. Gray, *op. cit.*, p. 318-321. 竹内幹敏、同論文、三八頁などを参照。

(2) 「初期の賃貸契約書には穀作順序や休耕を規定するのが一般的であつたが、私が吟味した「十七世紀以降—筆者注」ものでは賃借人に藁や乾草を売払つたり、穀作種類を限定したものはみられなかつた。稀な事例だが、これら旧き慣し唯一のもので、賃借満了時に春の休耕地をのこすように賃借人に要求している偶然的な事例があつた。」Rogers, A. *History of Agriculture and Prices*, Vol. V, p. 807. の指摘参照。

(一九六〇・二・二五)